

災害廃棄物処理に係る
府県・地方環境事務所による
市町支援マニュアル
骨子（案）
【滋賀県】

令和4年3月

滋賀県
環境省近畿地方環境事務所

目 次

1章 目的	1
(1) 近畿ブロックにおける広域的な連携についての考え方	1
2章 県及び地方環境事務所職員の役割	5
(1) 災害廃棄物処理計画における滋賀県職員の役割	5
(2) 行動計画をもとにした県及び地方環境事務所職員の役割	6
3章 市町支援のための事前準備（平時の対応）	7
(1) 現地支援の体制	7
(2) 安全・健康管理	11
(3) 現地携帯品（例）	11
(4) 連絡手段、ツール	11
(5) 情報共有（現地支援の記録及び引継ぎ）	11
(6) 初動対応時の業務リスト	12
4章 発災後の活動時期別支援内容	13
(0) 発災後の支援体制と支援の進め方	20
(1) 体制確立・情報収集段階〔第1段階〕	23
(2) 緊急措置段階〔第2段階〕	37
(3) 本格的処理段階〔第3段階〕	41

資料編

- ・ 広報内容（例）
- ・ 現地支援の留意事項
- ・ 締結協定一覧
- ・ 市町支援マニュアルチェック表
- ・ 市町廃棄物処理体制一覧表

注. 本マニュアルに表記の「手引き」・・・「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3年3月改訂、環境省環境再生・資源局災害廃棄物対策室）

1章 目的

災害に伴って発生する災害廃棄物の処理にあたっては、通常業務に加えて、災害廃棄物処理の三原則（安全・スピード・費用）を念頭に仮置場の設置や運営、今ある収集運搬車両や施設では処理しきれない膨大な廃棄物及び処理が困難な廃棄物の処理ルートの検討、支援体制の構築や再資源化の推進など、多くの業務対応を行う必要がある。また、限られた時間や人員の中で、効率的に対応する必要がある。特に、廃棄物部局の職員数が充分ではない中小規模市町においては、災害廃棄物処理計画を作成していても、災害規模によっては多くの課題を抱えており、災害廃棄物処理に支障をきたす可能性が高い。

中小規模市町が対応しきれない業務については、県や近畿地方環境事務所（環境省）などの支援が不可欠であり、これまで県や近畿地方環境事務所の職員らが、被災市町への対応の中で会得した経験等や「中小規模市町村の府県調整型の災害廃棄物処理計画策定モデル事業」のワークショップ等を通じて得られた課題と対応をもとに、県、地方環境事務所が市町の災害廃棄物対応の活動時期に応じて行うべき支援事項を整理したマニュアルを作成する。

（１）近畿ブロックにおける広域的な連携についての考え方

近畿ブロックにおける広域的な連携の考え方として、「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画〔第3版〕」（令和4年3月、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会）において、被災状況による支援スキームの段階が示されている。

被災状況による支援スキームの段階（ステージ）を下表の4段階設定する。

市町の支援にあたっては、表の段階（ステージ）をもとに支援を検討する。

表 被災状況による支援スキームの段階（ステージ）

対応の段階		災害廃棄物処理への対応	対応者	災害規模の例
市町村対応 (ステージ1)	通常処理	平時のごみ処理と同じスキームで対応。支援を必要としない。	・市町村 ・直営・委託事業者	—
	仮置場設営	市町村がもつ事業継続力に加え、協定締結事業者の支援で対応する。	・協定締結事業者	平成28年鳥取県中部地震 平成26年丹波豪雨 平成25年台風18号
府県内連携 (ステージ2)		従来の行政区域内だけでは対応が困難な被災市町村が、府県や府県内の近隣市町村の支援を受け、災害廃棄物処理を進める。	・府県 ・近畿地方環境事務所（※状況に応じて支援）	平成30年大阪府北部地震 平成30年台風第21号 平成25年淡路島地震
ブロック内連携 (ステージ3)		府県内だけでは対応が困難な被災市町村が、近畿ブロック内の他府県の支援を受け、災害廃棄物処理を進める。	・近畿地方環境事務所 ・近畿圏支援チーム	令和元年東日本台風
ブロック間連携 (ステージ4)		近畿ブロック内が広く被災しており、近畿ブロック内だけでは対応が困難な災害廃棄物処理について、他の地域ブロックの支援を受けて進める。	・全国支援チーム	平成23年東日本大震災

注．対応の段階に対応する災害規模の例は、被害が大きい自治体から見たものとする。

（参考）災害規模・被災自治体規模に応じた災害廃棄物処理に係る県・地方環境事務所の支援可能性区分イメージ

災害の規模に応じて、災害廃棄物の発生量は異なり、被災自治体の規模（廃棄物担当部局等の規模）に応じて災害廃棄物処理の対応に支障をきたす可能性は異なる。

災害規模と被災自治体の規模による県や地方環境事務所の支援が必要な可能性のイメージを下表に示す。災害廃棄物の処理は基礎自治体を実施することが基本であるが、小規模の自治体は、小規模の災害でも県や地方環境事務所がある程度の支援を行う必要が生じる可能性がある。

本マニュアルでは、県、地方環境事務所による中小規模の被災自治体支援を対象とし、支援を実施する際の留意事項を整理したものである。

表 災害規模・被災自治体規模に応じた災害廃棄物処理に係る
県・地方環境事務所の支援可能性区分イメージ

		県内の被災自治体規模		
		小 (人口 3 万人未満)	中 (人口 3～15 万人未満)	大 (人口 15 万人以上)
災害規模	大	支援可能性 高	支援可能性 高	支援可能性 中
	中	支援可能性 高	支援可能性 中	支援可能性 低
	小	支援可能性 中	支援可能性 低	支援可能性 低

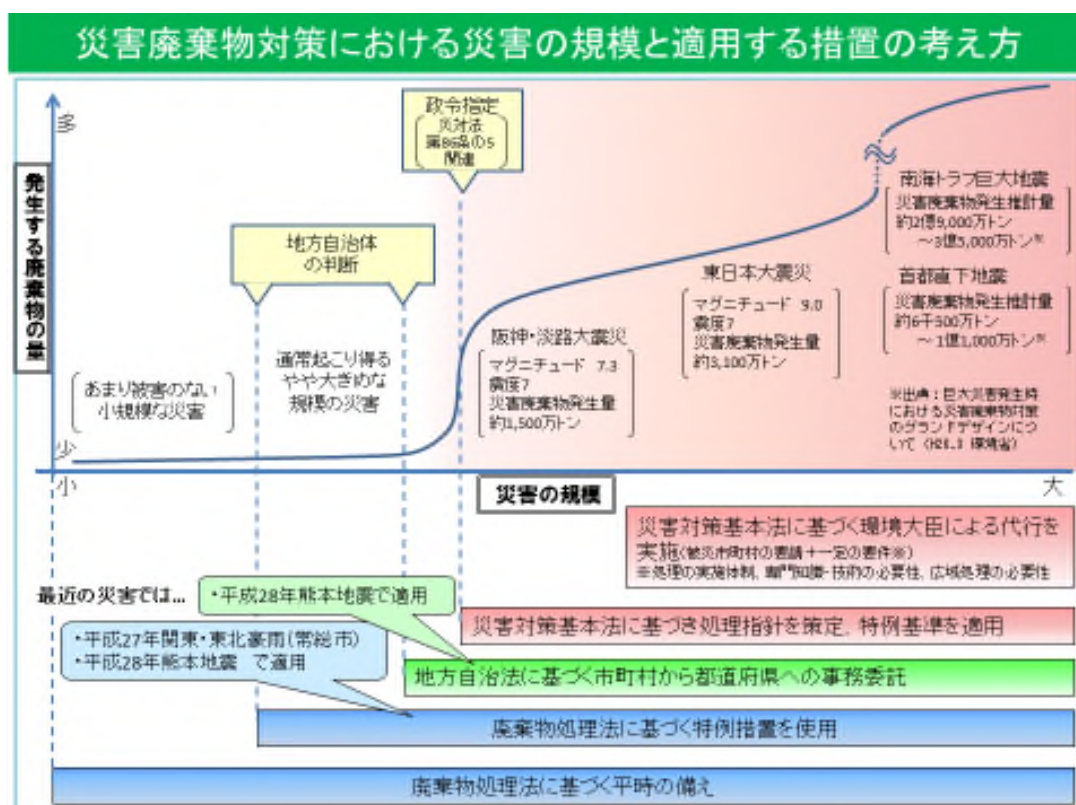
注．災害規模に関しては、前ページ表の「ステージ 2」に該当する

注．被災自治体の規模イメージは自治体により異なる

表 災害規模による災害廃棄物処理対応及び広域連携（過去事例からみた想定）

		小規模災害	中規模災害	大規模災害
災害廃棄物処理対応	主な災害廃棄物	片付けごみ主体	片付けごみ 家屋解体由来のごみ	家屋解体由来のごみ主体
	仮置場	仮置場（平時のごみ置場を活用）	仮置場	一次仮置場、二次仮置場
	処理先	被災市町内	被災市町内 →地域ブロック内 →県内	被災市町内 →地域ブロック内 →県内 →県外広域処理
	関係機関	■市町 ▲民間事業者 ▲県 □環境省 □他都道府県・市町村	■市町 ■民間事業者 ■県 ▲環境省 ▲他都道府県・市町村	■市町 ■民間事業者 ■県 ■環境省 ■他都道府県・市町村
	組織体制	平時の体制	必要に応じて災害廃棄物担当を組織	災害廃棄物担当を組織
広域連携を行う事項	人的支援	基本的に不要	必要に応じて要請	要請
	技術的助言や支援	必要に応じて要請	必要に応じて要請	必要に応じて要請
	収集運搬・処分先の調整・確保	必要に応じて民間事業者等に協力要請を行い確保	必要に応じて県内調整や民間事業者への協力要請を行い確保	県内調整や民間事業者への協力要請を行い確保。 必要に応じて、県外広域処理調整

注．関係機関：■・・・主体的に対応、▲・・・必要に応じて対応、□・・・基本的に未対応



出典：近畿地方環境事務所提供資料

表 災害規模のイメージ（過去の事例）

◎大規模災害：処理期間 3 年、人的被害 1,000 人以上 [東日本大震災、阪神・淡路大震災]

◎中規模災害：処理期間約 1～2 年、人的被害 数十～数百人

注. 災害で自治体の廃棄物発生量 1 年分を超えると平時の処理では対応できない例がみられる

種別	災害名 (発生年月)	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間	人的被害
地震	東日本大震災 (H23.3)	3,100 万トン (津波堆積物 1,100 万トンを含む)	全壊 : 118,822 半壊 : 184,615	約 3 年 (福島県除く)	死者 : 19,689 行方不明者 : 2,563 負傷者 : 6,233
	阪神・淡路大震災 (H7.1)	1,500 万トン	全壊 : 104,906 半壊 : 144,274 一部損壊 : 390,506 焼失 : 7,534	約 3 年	死者 : 6,434 行方不明者 : 3 負傷者 : 43,792
	平成 28 年 熊本地震 (H28.4)	311 万トン	全壊 : 8,668 半壊 : 34,492 一部損壊 : 154,098	約 2 年	死者 : 273 負傷者 : 2,809
	新潟県中越地震 (H16.10)	60 万トン	全壊 : 3,175 半壊 : 13,810 一部損壊 : 103,854	約 3 年	死者 : 68 負傷者 : 4,805
	大阪北部を震源とする地震 (H30.6)	1 万 3 千トン	全壊 : 18 半壊 : 512 一部損壊 : 57,787	—	死者 : 6 負傷者 : 462
風水害	平成 30 年 7 月 豪雨 (西日本豪雨) (H30.7)	180 万トン	全壊 : 6,603 半壊 : 10,012 床上浸水 : 5,011 床下浸水 : 13,737	約 2 年 (予定)	死者 : 263 行方不明者 : 8 負傷者 : 484
	広島県土砂災害 (H26.8)	58 万トン	全壊 : 179 半壊 : 217 一部損壊 : 189 浸水被害 : 4,164	約 1.5 年	死者 : 77 負傷者 : 68 (広島市)
	伊豆大島豪雨災害 (H25.10)	23 万トン	全壊 : 50 半壊 : 26 一部損壊 : 77	約 1 年	死者 : 36 行方不明者 : 3 負傷者 : 22 (大島町)
	関東・東北豪雨 (常総市) (H27.9)	5 万 2 千トン	全壊 : 53 半壊 : 5,054 浸水被害 : 3,220	約 1 年	死者 : 15 負傷者 : 56 (茨城県)
	台風第 21 号 (H30.9)	4 万 9 千トン	全壊 : 49 半壊 : 517 一部損壊 : 74,718 浸水被害 : 594	—	死者 : 14 負傷者 : 980

注. 地震災害の事例の最大震度は、大阪北部を震源とする地震（震度 6 強）以外は震度 7

注. 災害名、災害廃棄物量、損壊家屋数、処理期間…以下の資料をもとに作成

- ・東日本大震災、阪神・淡路大震災、熊本地震（熊本県）、新潟中越地震、広島県土砂災害、伊豆大島豪雨災害、関東・東北豪雨（常総市）：近畿地方環境事務所資料（2019.7 時点）
- ・大阪北部を震源とする地震、台風第 21 号：近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 [第 2 版]（2019.7）（近畿 2 府 4 県の状況）

注. 人的被害…「災害情報一覧」（総務省消防庁、<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/>）[2020.2.25 閲覧] をもとに作成。人的被害欄に（ ）で示した災害は当該地域の人的被害。その他は全国の人的被害

2 章 県及び地方環境事務所職員の役割

(1) 災害廃棄物処理計画における滋賀県職員の役割

滋賀県の役割については、「滋賀県災害廃棄物処理計画」(平成 30 年 3 月)において、下表のとおり示されている。

表 滋賀県の役割

		主な役割
滋賀県	総務担当	・ 職員の参集状況の確認等 ・ 災害廃棄物処理に係る業務全体の総括・進行管理等 ・ 災害対策本部など庁内関係所属や他府県、国等との連絡調整・情報収集 ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金等の事務に係る市町業務支援 ・ 県民等への広報 ・ <u>事務の受託等の検討・調整・規約等の手続</u> ・ <u>滋賀県災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し・進行管理</u> ・ <u>受託業務に係る予算・経理業務</u> など
	仮設トイレ担当	・ 被災市町の仮設トイレ設置に係る連絡調整・助言等 ・ 被災市町からの支援要請の調整 ・ 仮設トイレの設置・撤去状況および下水道施設に係る復旧状況の把握 など
	し尿処理担当	・ 被災市町のし尿処理に係る連絡調整・助言等 ・ し尿発生量の把握 ・ 被災市町からの支援要請の調整 ・ 被災市町のし尿処理に係る進捗状況の把握 など
	生活ごみ担当	・ 被災市町の生活ごみ(避難所ごみ含む)処理に係る連絡調整・助言等 ・ 生活ごみ発生量等の把握 ・ 被災市町からの支援要請の調整 ・ 被災市町の生活ごみ処理に係る進捗状況の把握 など
	がれき等担当	・ 被災市町のがれき等の災害廃棄物処理に係る連絡調整・助言等 ・ 災害廃棄物発生量等の把握 ・ 被災市町からの支援要請の調整 ・ 市町が行う公費解体業務等に係る支援(事務手続・発注支援等)※必要時 ・ <u>災害廃棄物処理に係る収集運搬</u> ・ <u>仮置場の必要個所・面積の検討・手配、仮置場の整備工事</u> ・ <u>仮設処理施設(焼却炉、破砕・選別施設)の設置検討、事務手続(許可・契約等)、建設工事</u> ・ <u>仮置場の管理・運営</u> ・ <u>災害廃棄物処理の実施(処理・運搬業者委託、処理業務に係る指導監督)</u> ・ 被災市町のがれき等の災害廃棄物処理に係る進捗状況の把握 など

注. 下線…事務の委託等により県が災害廃棄物処理を行う場合(二次仮置場設置以降の処理業務を受託する場合を想定)

出典:「滋賀県災害廃棄物処理計画」(平成 30 年 3 月)をもとに作成

（２）行動計画をもとにした県及び地方環境事務所職員の役割

県及び地方環境事務所職員が、市町支援のために果たす役割は、「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画〔第３版〕」（令和４年３月、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会）（以下、「行動計画第３版」という。）において示されている。

滋賀県の実態を踏まえた滋賀県及び地方環境事務所職員の役割は下表のとおりと考えられる。

表 行動計画第３版及び滋賀県災害廃棄物処理計画をもとにした
滋賀県及び地方環境事務所職員の役割

【緊急性の高い災害廃棄物の処理】

役割区分	主な役割
滋賀県	①県内の市町・一部事務組合の一般廃棄物処理施設等の被災状況、市町の一時集積場等に係る情報の集約 ②し尿くみ取りや避難所ごみ、生活ごみ、片付けごみの処理の応援に係る調整
国	①人員、仮設トイレや収集運搬車両等の資機材の確保に係る調整 ②プッシュ型支援に係る検討・調整 ③被災自治体の規模等に応じた、過去の事例の提供及び助言 ④ボランティア、応援自治体と共同した、ごみステーション等の一時集積場の状況の把握 ⑤県域をまたぐプッシュ型支援に係る検討・調整

【本格的な災害廃棄物の処理】

役割区分	主な役割
滋賀県	①災害廃棄物発生量、処理可能量の推計支援および集約 ②市町による実施状況の把握、事務委託等に関する検討 ③他府県、関西広域連合及び国への応援要請に関する検討 ④二次仮置場の準備、運営（必要面積の推計、候補地の選定、土地所有者・近隣住民との調整、運用に係る詳細検討、監視等（事務委託等を念頭に置く場合）） ⑤県域外の広域的な処理の検討（事務委託等を念頭に置く場合） ⑥災害廃棄物処理実行計画の策定支援 ⑦市町による大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等のモニタリングの実施に係る助言等支援
国	①有識者、人材バンク制度登録者等を現地に派遣し、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の準備・運営、広域的な運搬・処分、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害時処理困難物の処理、災害報告書等に関する助言・支援 ②被災県で仮置場が不足する場合の仮置場の確保・調整 ③再資源化・処分の協力可能性のあるブロック内の事業者の選定、協力依頼

3章 市町支援のための事前準備（平時の対応）

県及び地方環境事務所が市町支援を行う際の、体制確立・情報収集段階、緊急措置段階、緊急措置段階、本格的処理段階の対応の項目順に実施すべきことを示す。

（１）現地支援の体制

１）県・地方環境事務所の災害廃棄物処理対策の行動フロー

被災市町の災害廃棄物対策の支援を目的として、県は循環社会推進班を設置し、必要に応じて、被災市町や現地に職員の派遣を行う（県現地派遣チーム）。

大規模災害発生時には環境省においても県庁内に、環境省県派遣チームを設置する他、被災市町や現地に派遣する環境省現地派遣チームを組成する。

発災後、県と地方環境事務所との間で連絡・連携を密にとり、現地確認は合同で実施するなどして効率的な運用を図るとともに、被災市町の負担を軽減する。

県は、平時から、環境省職員を循環社会推進課執務室内に受け入れられる体制を確保しておく。

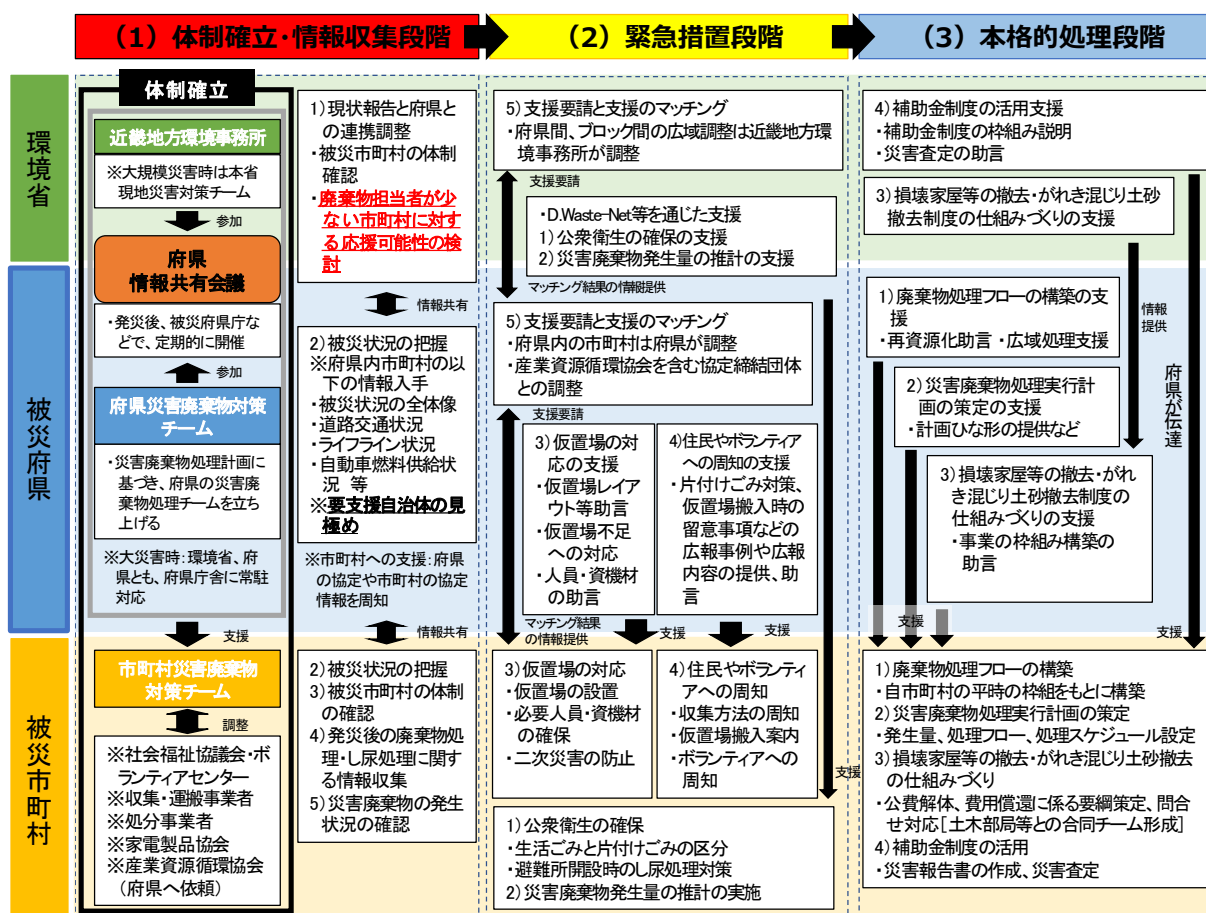


図 県を核にした災害廃棄物処理対策の行動フロー図例

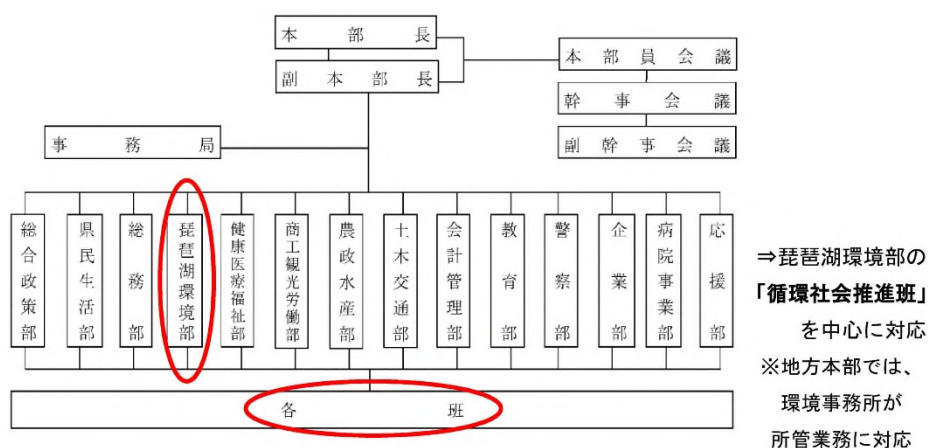
チーム名称および設置場所 例

	チーム名	設置場所
県	県循環社会推進班	県庁
	県現地派遣チーム	被災市町、現地
環境省	環境省県派遣チーム	県庁
	環境省現地派遣チーム	被災市町、現地

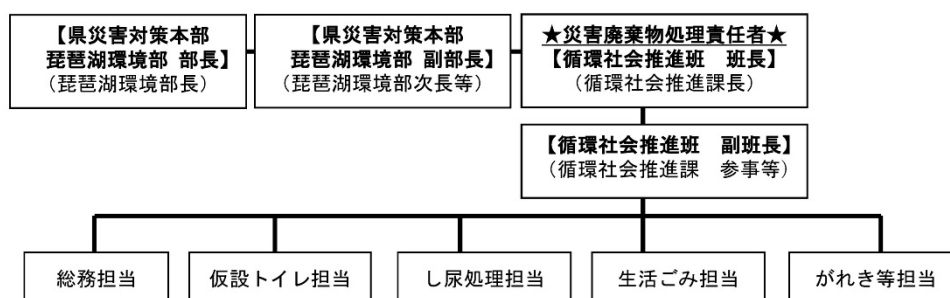
2) 滋賀県の災害廃棄物処理の指揮・命令体制

滋賀県災害廃棄物処理計画に示されたとおり、滋賀県は、大規模な災害が発生した場合、滋賀県循環社会推進班を立ち上げる。

◆ 滋賀県災害対策本部



◆ 循環社会推進班の組織体制



※事務委託等により、事務量の大幅増に伴い通常の循環社会推進班の人員で対応困難な場合は、琵琶湖環境部内の各班および地方機関等の協力を求め、組織体制の強化を図る

図 災害廃棄物処理の指揮・命令体制

出典：「滋賀県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月）

- ※市区町村職員は災害時においては何らかの災害対応業務を対応することが多いが、一般廃棄物処理の初動対応の必要性に留意し、一般廃棄物処理に必要な職員配置を検討（手引き P.28 2）災害時の組織体制と役割分担）
- ※災害時の組織体制は、被害規模が大きくなるにつれ業務量が増加し、増員が必要となる。被害規模や市区町村における平時の一般廃棄物処理体制によっては、災害廃棄物処理の専従組織の設置も検討（手引き P.28 2）災害時の組織体制と役割分担）

3) 現地支援に係る業務分担

滋賀県における業務分担は下表のとおり示す。

滋賀県では、基本的には琵琶湖環境部循環社会推進課において対応を行い、大規模災害時には琵琶湖環境部各環境事務所の協力を得て対応を行うことを想定する。

※発災後、迅速に初動対応を実施できるよう、廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設を含む）・民間事業者、庁内関連部署に加え、支援要請先（地方環境事務所、災害支援協定の締結団体等）を含めた連絡先のリストを作成（手引き P.30 3）関係連絡先リスト）

※各連絡先の担当者及び代理者の氏名を記載するとともに、電話が不通となった場合に備えて、他の連絡手段の連絡先を併せて記載することも重要。作成したリストは担当者の移動や連絡先変更の際に情報を更新（手引き P.30 3）関係連絡先リスト）

表 県循環社会推進班および環境省県派遣チームに係る業務分担例

業務分担例	県循環社会推進班	環境省県派遣チーム
・ 現地派遣チームの状況整理	●	●
・ 現地派遣チームの交代要員の確保・調整	●	●
・ 現地派遣チームの資材支援の指示	●	●
・ 県災害対策本部との連絡調整	●	
・ 本省との連絡調整		●
・ 現地派遣チームの装備・資材確保	●	●
・ 現地派遣チームの現地の宿泊場所確保		●

表 県および環境省現地派遣チーム業務分担例

業務分担例	県現地派遣チーム	環境省現地派遣チーム
・ 被災市町との現地調整	●	●
・ 自治体（都道府県、市町）への指導・支援ニーズの把握	●	●
・ 補助金業務に関する自治体への助言		●
・ 自治体（都道府県、市町）との連絡窓口	●	●
・ 現地派遣チームの庶務調整（車両手配・備品管理等）	●	●
・ D.Waste-Net との連絡・調整		●
・ 現地報告書作成（例：活動報告状況、現地写真等の日報）	●	●

注．環境省現地派遣チームの1班あたり構成メンバーは1～2名目安

注．経験者1名＋未経験者1名の体制にできると、継続的な組織運営に寄与する

注．災害の規模により、交代要員を確保し、1週間単位等のローテーションで実施可能な体制を確保

（２）安全・健康管理

現地にて支援する場合は、災害発生後の生活環境や衛生状況が悪い中で行われる。災害の規模によっては長期間に及ぶことも想定される。安全・健康管理の留意事項は資料編に示す。

（３）現地携帯品（例）

現地の支援業務を進めるうえで必要な携帯品は、基本的に持参する。

現地の被災状況が不明であることから、現地調達等は最低限とする。

災害発生後に携帯品を準備するのではなく、平時から現地携帯品をセットにして準備しておくことが望ましい。現地携帯品（例）は資料編に示す。

（４）連絡手段、ツール

現地では、県の各担当や近畿地方環境事務所が分かれて現地確認や調整を実施することになる。

また、現地では毎日記録を作成し、地方環境事務所や県の本部への報告が必須事項であり、連絡手段、ツールを事前に準備する。

表 連絡手段、ツール

項目	確認欄	備考
パソコン及びネットワーク		・ノートＰＣ、ポケットWi-Fi ・（必要ならば）オンライン会議用の備品
携帯電話		・携帯電話（スマートフォン） （不法投棄対策用に配備している携帯電話等を想定） ※原則、個人携帯は使用しない

（５）情報共有（現地支援の記録及び引継ぎ）

現地支援の記録は、リアルタイムの状況確認、災害対応後の振り返り、派遣チームの交代要員との引継ぎで貴重な資料となるため、現地支援の記録は毎日残すものとする。

また、県及び被災市町担当者とはこまめに情報共有ができるよう情報共有アプリなどの活用を検討する。

現地支援の記録は、日報としてメーリングリストで情報共有する。

表 現地支援の記録及び引継ぎ事項

項目	確認欄	備考
現地支援の記録フォーマット		・現地支援の記録フォーマットは別添資料のとおりとする。
情報共有先 （メーリングリスト）		・現地の情報を共有するメーリングリストを事前に作成する。 ・現地に派遣される職員のリストは決定次第、追記して共有する。 ・災害時に使用可能なメールアドレスが事前に決定している場合は記載する。 ・現地の地方環境事務所、被災自治体、一部事務組合、社会福祉協議会などの担当者の連絡先を追記し、引継ぎに備える。
引継ぎ事項 （チェックリスト）		・交代要員との引継ぎで必要な項目、資料、資材などのチェックリストを作成する。

(6) 初動対応時の業務リスト

初動対応を迅速かつ確実に実施するためには、優先的に実施する業務の絞り込みが必要である。初動対応時の業務として、業務継続の優先度の高い通常業務と災害に起因して発生する応急業務の抽出および実施手順を整理する。

なお、想定する災害の種類、規模、発生時間帯によって実施する業務や実施時期が異なるため、想定する災害に応じてリストを作成することが望ましい。(手引き P.38 8) 初動対応時の業務リスト)

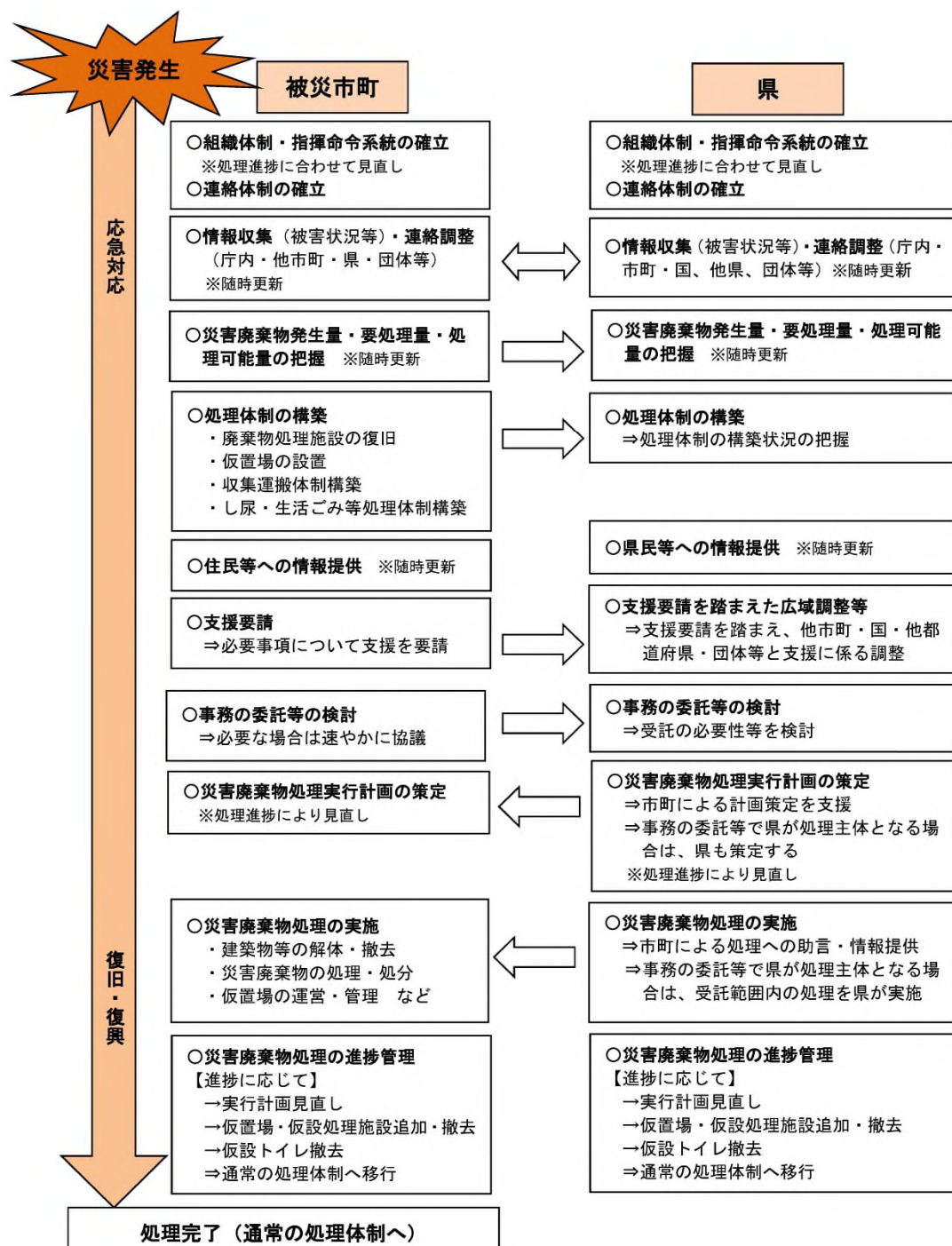


図 災害廃棄物処理の時系列的な対応フロー

出典：「滋賀県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月、滋賀県)

4章 発災後の活動時期別支援内容

発災後の支援体制および支援の流れ、既存の支援制度について以下に記載する。支援の内容については（〇）以降に示した。

1) 発災後の支援体制

①発災後の支援体制

- ・災害の規模を勘案し、災害対策本部における役割分担の中で支援を実施する。

②発災当初の支援の流れ

- ・発災当初の支援は概ね次の流れにより対応する。

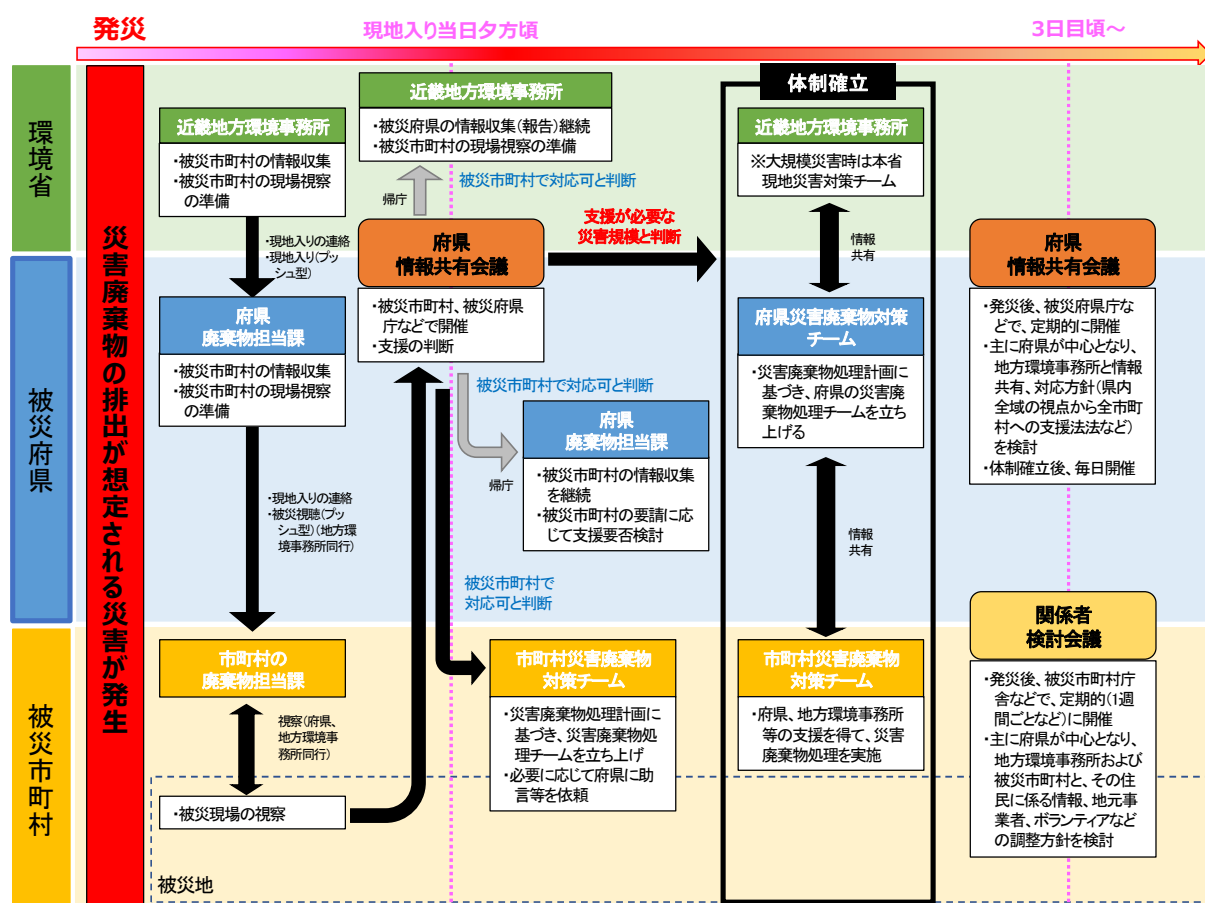


図 発災当初の支援の流れ

③県情報共有会議の検討事項

- ・発災後、県、地方環境事務所は、県の庁舎において「県情報共有会議」を実施する。
- ・同会議の実施内容等は下表を想定する。県の実情、災害の規模などに応じて、関係者と調整して実施する。

表 県情報共有会議の実施概要

項目	実施概要例
実施日程	・発災当日の夕方以降などに開催（１時間程度） ・発災当初は、基本的に毎日開催が望ましい
参加者	・循環社会推進課・地方環境事務所（大規模災害の場合、環境省本省）
会議の進め方	・県の担当者が中心に司会進行
会議の内容	（主に県内の全被災市町を対象） ・被災状況等の共有 ・廃棄物の排出状況（排出種類、場所、排出量） ・住民用集積所、仮置場の設置状況 ・収集・運搬方法（調達状況） ・広報事項 ・県内、県外からの支援の必要性、支援内容

④関係者検討会議の検討事項

- ・発災後、県、被災市町、地方環境事務所は、被災市町の庁舎において「関係者検討会議」を実施する。
- ・同会議の実施内容等は下表を想定する。県及び被災市町の実情、災害の規模などに応じて、関係者と調整して実施する。

表 関係者検討会議の検討事項

項目	実施概要例
実施日程	・体制確立後、被災市町に現地入りした夕方以降などに開催（１時間程度） ・体制確立後は、１週間間隔等、定期的な開催が望ましい
参加者	・循環社会推進課 ・地方環境事務所（大規模災害の場合、環境省本省） ・被災市町（※廃棄物担当課など） （・地元収集運搬事業者） （・他自治体からの支援員） ・etc
会議の進め方	・県の担当者が中心に司会進行
会議の内容	（被災市町の地域内を対象） ・被災状況の共有および対策検討 ・廃棄物の排出状況（排出種類、場所、排出量） ・住民用集積所、仮置場の設置状況、収集・運搬の状況 ・広報事項 ・災害廃棄物処理の実施およびその支援における関係者間での役割分担

2) 県の関係課との連携

①防災危機管理局

発災後の被災市町においては、防災部局（危機管理課、総務課など）が中心となり災害対策本部を設置し、災害対応を行う。廃棄物部局は防災部局と情報の共有を図り、適宜連携して災害廃棄物対策を進める必要がある。

表 防災部局との連携事項

・災害対策本部を介して、インフラの被害情報等の共有 ・市町支援に係る調整 ・各種災害協定（循環型社会推進課担当分を除く）の活用 ・仮置場等として県有地の使用を検討する場合、他の用途との調整（広域輸送拠点等）

②下水道部局

県内のし尿処理施設が被災したこと等により、市町から流域下水道への直接投入調整依頼があった場合に、調整を行う。

③土木部局

市町等からの支援要請に基づき、建設業協会等の業界団体へ支援を求める場合において、必要に応じて調整を行う。

④管財部局

市町からの要請に基づき、県有地を仮置場として活用する場合において、貸付の手続き等に関する相談を行う。

⑤県環境事務所

必要に応じて、現地調査等を通じた情報収集を依頼する。

⑥その他

福祉部局、防災部局が支援物資供給の調整を行うこともあるため、携帯トイレ等の支援において情報共有が必要となる場合も考えられる。

県有地を仮置場として活用することの検討において、仮設住宅との重複を避けるため、住宅部局と調整が必要な可能性もある。

3) 協定締結団体との連携

県では災害廃棄物処理に関する協定締結を行っており、災害発生時は支援を要請し対応を行う。

表 協定締結団体との連携

管轄部局	締結先	依頼内容	連絡方法
循環社会 推進課	滋賀県環境整備事業 協同組合	し尿・浄化槽汚泥、生活ごみ	
	湖北清掃事業協同組合	し尿・浄化槽汚泥、生活ごみ	
	滋賀県産業資源循環協会	生活ごみ、がれき等、仮置場 での分別	
土木部局 防災部局	滋賀県建設業協会 滋賀県トラック協会	がれき等	

4) 対外支援

①D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）（環境省）による支援

- ・国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク（有識者、自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等）から構成のこと。
- ・D.Waste-Net は、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、発災時には、以下の機能・役割を有する。

a. 初動・応急対応（初期対応）

【研究・専門機関】

被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等

【一般廃棄物関係団体】

被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等
(現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)

b. 復旧・復興対応（中長期対応）

【研究・専門機関】

被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等

【廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等】

災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

- ・環境省（本省、地方環境事務所）は、県と共に被災市町に必要な支援内容を検討していく中で、必要に応じて D.Waste-Net へ支援要請を行う。

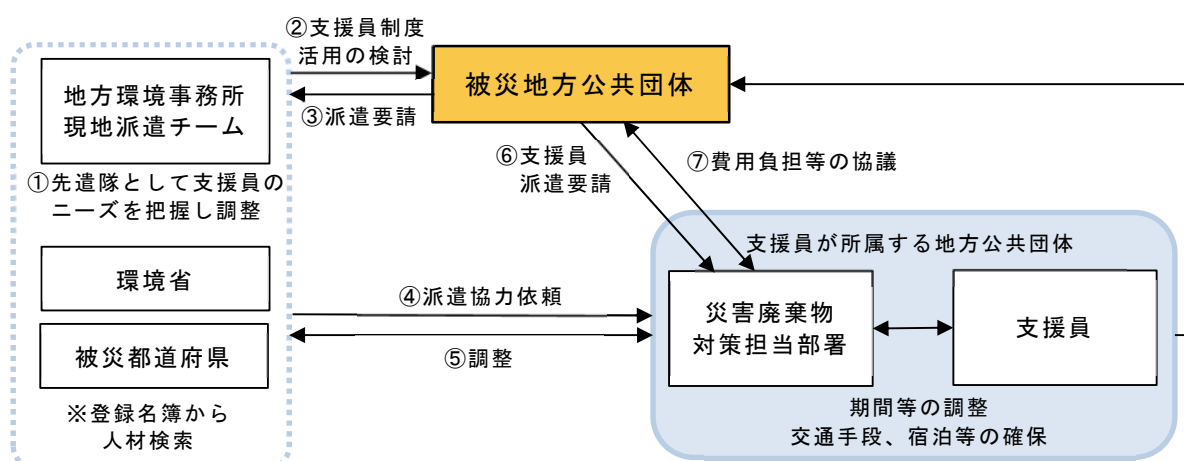
表 D.Waste-Net のメンバー構成

時期	区分	法人名
初動・応急対応 （初期対応）	研究機関・学会	国立研究開発法人 国立環境研究所 一般社団法人 廃棄物資源循環学会 公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団
	専門機関	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 公益社団法人 におい・かおり環境協会 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益社団法人 日本ペストコントロール協会
	一般廃棄物関係団体	公益社団法人 全国都市清掃会議 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 全国環境整備事業協同組合連合会 一般社団法人 全国清掃事業連合会 一般社団法人 日本環境保全協会
復旧・復興対応 （中長期対応）	研究機関・学会	国立研究開発法人 国立環境研究所 公益社団法人 地盤工学会 一般社団法人 廃棄物資源循環学会
	専門機関	一般財団法人 日本環境衛生センター
	廃棄物処理関係団体	一般社団法人 環境衛生施設維持管理業協会 一般社団法人 セメント協会 公益社団法人 全国産業資源循環連合会 一般社団法人 泥土リサイクル協会 一般社団法人 日本環境衛生施設工業会 一般社団法人 日本災害対応システムズ 一般社団法人 持続可能社会推進コンサルタント協会
	建設業関係団体	公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 一般社団法人 日本建設業連合会
	輸送業関係団体	日本貨物鉄道株式会社 日本内航海運組合総連合会 リサイクルポート推進協議会

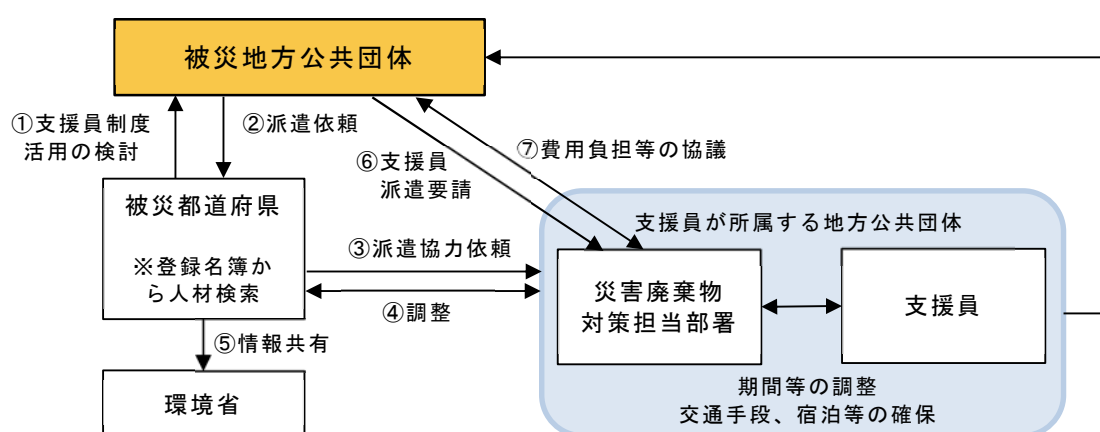
出典：環境省 災害廃棄物対策情報サイト D.Waste-Net をもとに作成

②災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）（環境省）

- ・当該制度は、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行うことを目的に策定。
- ・被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地派遣チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- ・県が、その所管地域内の被災市町と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。
- ・環境省（本省、地方環境事務所）および県は、被災市町に必要な支援内容を検討していく中で、必要に応じて当該制度を活用し、適切なマネジメント人材を被災市町へ派遣する。



国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合



被災都道府県内で制度を活用する場合

図 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の災害時の活用イメージ

③自衛隊（防衛省）による支援

- ・環境省と防衛省は、「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」に基づき、自衛隊の活動の効果を最大化することにより、災害廃棄物の撤去を加速化する。
- ・自衛隊の活動の基本事項は以下の通り。

【活動範囲】

住民の生活圏のうち、幹線道路、生活道路、その周辺等の社会活動に影響の大きい場所からの災害廃棄物の撤去を行うまで。

【期間】

民間事業者等への移行までの応急対策

【適切な役割分担】

重量があり、一般の住民のみでは積込みや積み下ろしが困難な量や家具・家電等の大型災害廃棄物の運搬支援を実施する等

- ・自衛隊による災害廃棄物の撤去については、市町からの支援ニーズに基づき、県から要請される。
- ・環境省（本省、地方環境事務所）および県は、民間事業者等への移行を速やかに行えるように連携し、県内の民間事業者との協定の活用やD.Waste-Netによる支援の調整等を行う。また、必要に応じて市町の調整事項（住民への周知や小回りの利く車両の手配等）の支援を行う。
- ・大規模災害が発生した場合、防災部局の依頼により、県本部へ自衛隊の連絡班が派遣されるため、その連絡員を通じて自衛隊との調整を行うことも想定される。

④被災市区町村応援職員確保システム（対口支援）（総務省）による支援

- ・当該システムは、被災市区町村の職員が行う災害対応業務（避難所の運営や罹災証明書の交付等）を支援するための応援職員の派遣や災害マネジメントの支援を行う職員（災害マネジメント総括支援員）の派遣を行うものである。
- ・災害発生後、対口支援団体の決定前においては、被災市区町村が被災都道府県を通じて総務省に要請し、総務省が候補となる災害マネジメント総括支援員の属する地方公共団体に対して、派遣を依頼することとなる。なお、被災都道府県から総務省に対して協力の依頼があった場合又は総務省が別途収集した情報に基づき必要と判断した場合にも派遣できることとしている。

また、対口支援団体の決定後においては、被災市区町村から対口支援団体に要請し、対口支援団体から派遣することとなる。

- ・当該システムによる支援内容については廃棄物分野も含め多岐にわたることから、災害廃棄物に係る支援スキームとの連携が期待される。
- ・県や環境省（本省、地方環境事務所）は、被災市町の対口支援団体について把握するとともに、現地市町における支援団体職員と情報共有および連携を図る。

(0) 発災後の支援体制と支援の進め方

発災後の活動時期別に県・地方環境事務所による被災市町の支援内容の概要について、県、地方環境事務所の役割別（中心となる主体別）に下表に示す。

支援における留意点を（1）体制確立・情報収集段階（第1段階）以降に示した。

表 災害発災後の活動時期別支援内容（中心となる主体に○）

【体制確立・情報収集段階（第1段階）】

支援内容	県		地方環境事務所 (環境省)
	循環社会推進班	現地派遣チーム	
・県循環社会推進班の立ち上げ	○		
・環境省県派遣チーム（環境省現地派遣チーム）の立ち上げ			○
・組織（庁舎）内外部の情報伝達先および伝達手段の確立	○	○	
・全般の被災状況（家屋・施設被害状況、避難所開設状況等）の把握	○	○	
・廃棄物に係る被災状況（災害廃棄物発生状況、集積場・仮置場状況等）の把握	○	○	○
・被災市町の体制および収集・運搬方法の確認	○	○	○
・発災後の生活ごみ処理およびし尿処理に関する情報収集	○	○	○
・市町からの情報を集約の上、人員・資機材・処理先等への支援や応援要請の必要性を検討	○		
・県内自治体および協定締結先の応援可能な人材・資機材・処理先等の情報を集約（プッシュ型支援の準備）	○		
・府県をまたぎ、ブロック内外の応援可能な人材・資機材・処理先等の情報を集約（プッシュ型支援の準備）			○
・環境省県派遣チーム（環境省現地派遣チーム）および県間での情報共有会議の開催 →毎日が望ましい。	○	○	○
・被災状況の関係者（環境省本省、県内市町、協定締結先等）への情報共有 →特に、緊急的に対応すべき事項（散乱している災害廃棄物の撤去や廃棄物処理施設の停止等）の把握および共有	○		○
・D.Waste-Net の枠組を活用した、国職員および有識者等の被災地への追加派遣の検討			○
・二次仮置場候補地の被災状況の把握・確保（事務委託等を念頭に置く場合）	○		
・仮置場として使用可能な県有地・国有地の把握	○		○
・近畿ブロック協議会構成員に対して継続的に情報を発信			○

注．第1段階として、被害の大きい市町の全体像把握に努めること。

注．発災後の状況を観察し、被災自治体の目線で必要な支援を判断すること。

注．被災自治体との信頼関係を構築すると共に市町と県間の風通しを良くすること。

【緊急措置段階（第2段階）】

支援内容	県		地方環境 事務所 (環境省)
	循環社 会推進 班	現地 派遣 チーム	
・公衆衛生の確保状況の把握	○	○	○
・県内の一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握	○	○	
・市町の生活ごみステーションの状況把握	○	○	○
・県内でのプッシュ型支援に係る検討・調整（し尿くみ取り、避難所ごみ、生活ごみ、緊急性の高い片付けごみの処理等）	○		
・府県をまたぐプッシュ型支援に係る検討・調整（し尿くみ取り、避難所ごみ、生活ごみ、緊急性の高い片付けごみの処理等）			○
・被災自治体の規模等に応じた、過去の事例の提供及び助言	○		○
・災害廃棄物発生量の概算	○		○
・仮置場の助言および不足への対応の検討	○	○	○
・家電4品目の処理支援			○
・社会福祉協会・ボランティアセンターとの連携体制構築支援	○		○
・住民への周知支援	○		○
・自衛隊への災害廃棄物処理（収集運搬等）の支援要請	○		
・自衛隊による災害廃棄物処理（収集運搬等）との連携	○	○	○
・人材バンクの活用による市町へのマネジメント支援	○		○

注．第1段階の結果を踏まえ、緊急支援が必要な市町の把握および常駐を含む支援を検討すること。

注．第1段階の状況に応じて、発生した災害廃棄物に対処するための支援を着実に実行すること。

注．被災自治体の支援に入る自治体との連携を確立すること

【本格的処理段階（第3段階）】

支援内容	県		地方環境 事務所 (環境省)
	循環社 会推進 班	現地 派遣 チーム	
・災害廃棄物発生量の推計、県内処理可能量の推計	○		
・再資源化・処理の協力可能性のある県内の事業者の選定、協力依頼（産業資源循環協会等を通じて）	○		
・再資源化・処理の協力可能性のある府県外の事業者の選定、協力依頼			○
・災害廃棄物処理フローの構築	○		
・災害廃棄物処理実行計画の策定および周知	○		
・市町による処理実施状況の把握、事務委託等に関する検討	○	○	
・府県、関西広域連合及び国への応援要請に関する検討	○		
・二次仮置場の準備、運営（必要面積の推計、候補地の選定、土地所有者・近隣住民との調整、運用に係る詳細検討、監視等（事務委託等を念頭に置く場合））	○		
・県で仮置場が不足する場合の仮置場の確保・調整			○
・県外の広域的な処理の検討（事務委託等を念頭に置く場合）	○		○
・市町による大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等のモニタリングの実施に係る助言等支援	○	○	
・有識者等の現地派遣（災害廃棄物発生量の推計、仮置場の準備・運営、広域的な運搬・処分、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害時処理困難物の処理、等に関する助言）			○
・損壊家屋等の撤去・がれき混じり土砂撤去体制の構築支援	○		○
・補助制度の活用推進および自治体内体制の構築支援	○		○
・補助金事務等の継続支援体制の構築	○		○
・災害報告書作成等の事務支援（常駐支援の検討を含む）	○		○

注．被害の大きい中小規模市町への手厚い支援を検討すること

注．災害廃棄物処理体制を確立するための専門的知見・経験を被災自治体にインプットすること

注．補助金事務等においては、被災自治体の不安を理解し、府県や地方環境事務所との連携による継続的な支援につなげること

（１）体制確立・情報収集段階〔第１段階〕

県は、被災市町に対する支援を実施するため、庁内体制を確立し、次の事項を実施する。
必要に応じて、オンライン会議等も活用して情報共有を図る。

県及び地方環境事務所等は、市町が実施すべき下記の□で示すチェック項目を確認し
必要に応じて助言をする。県および地方環境事務所による必要な支援内容を四角囲み内に
記載した。

１）市町からの報告および地方環境事務所－県間の連携調整

□ 市町から県への被害状況等の報告を確認

- ・担当職員が少数の被災市町では、問い合わせ対応にかかりきりとなっている可能性があるため県側から積極的に情報収集
- ・被災市町からの支援等の要望に対し、支援内容のマッチングの検討
- ・廃棄物担当者が少ない市町に対する事務作業を含めた応援可能性を検討
- ・地方環境事務所と県が共同で、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの情報共有や災害廃棄物処理の事務文書を発出したり、被災自治体への説明会を早期に開催したりするなど、被災自治体の負担を軽減
- ・地方環境事務所が県の本庁や出先機関の職員と合同で被災自治体を回り、支援活動を実施（職員は作業着、手袋、ヘルメット、ゴーグル、マスク、安全靴等の必要な保護具を装着する）（手引き P. 15 ①被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有）
- ・必要に応じて、被災市町に対して県が持つ近隣の自治体、処理施設（一廃・産廃）、道路啓開等の被害状況を共有
- ・大規模災害の場合、市町から県への災害廃棄物処理に係る事務委託の可能性について、発災数日後に検討を開始

【事務委託内容の例】

- ・災害廃棄物処理業務全体
- ・一次仮置場から搬出まで
- ・家屋解体及び撤去、二次仮置場から搬出まで
- ・二次仮置場から搬出まで

2) 被災状況の把握

①被災状況の全体像の把握

- ☐ 自治体内の被害状況の把握具合を確認

※廃棄物処理施設や収集運搬車両等（一部事務組合、委託業者、許可業者が所有するものを含む）の被害状況を把握するためのリストで確認（手引き P.32 4）被害状況チェックリスト）

※災害廃棄物の仮置場候補地についても被災により使用できなくなる可能性があるためリストに含める（手引き P.32 4）被害状況チェックリスト）

- ☐ 災害対策本部、防災部局など他の関連部局からの状況把握が出来ているか確認

- ・県は、自治体からの報告や災害対策本部の情報から被害状況の全体像を把握し、地方環境事務所等と共有
- ・各種マスコミ報道や個人のツイッターなど SNS 等の情報も参考に、優先して取り組むべき地域の絞り込み。県等の協定等による応援調整の実施有無の検討
- ・停電した被災地域では県の被害照会に回答できない場合がある。発災 2～3 日後に連絡の有無を被災自治体に確認

②道路交通状況の確認

- ☐ 道路交通状況の把握具合の確認

- ・県は、道路状況を把握し、支援自治体等に情報の伝達を実施
- ・被災地域の被災状況の入った道路地図の入手
- ・道路不通区間、渋滞等の情報の入手
（道路啓開情報は県の災害廃棄物対策本部で共有の可能性）
- ・高速道路の無料通行や優先的な燃料給油の可否の確認
- ・被災自治体の廃棄物担当課等に緊急車両の登録手続きについて相談（各自治体の地域防災計画を参照）

③電力・ガス・水道等のライフラインの状況の確認

- ☐ ライフラインの被害状況の把握具合の確認

- ・自治体からの報告や災害対策本部等の情報からライフラインの状況を把握し、地方環境事務所等と共有
- ・電気・通信等の不通に伴う対応の検討

④自動車燃料供給状況の確認

- ☐ 自動車燃料供給状況の把握具合の確認

- ・被災自治体のガソリンスタンドの営業情報の入手
- ・県は、支援自治体等に情報の伝達を実施

3) 被災市町の体制の確認

①災害廃棄物処理計画の策定有無の確認

- ☐ 災害廃棄物処理計画の策定有無。計画内容を被災市町が組織として把握有無

※災害廃棄物処理計画の策定から期間を経ていると、担当者が異動して引継ぎが十分にされていなかったり、情報が更新されていなかったりした場合には、実効性が低下しているケースあり

- ☐ 被災市町の動きが災害廃棄物処理計画（地域防災計画）に基づくものか否か

・県は、市町計画が無い場合、被災市町の防災計画や県の計画を参考に、まず体制構築に協力する。

②災害廃棄物処理に対する理解の確認

- ☐ 災害廃棄物処理事業の実務経験の有無

- ☐ 災害廃棄物処理補助事業のスキームやフロー等の理解の有無（補助対象の把握の有無）

- ☐ 災害廃棄物処理に必要な財政措置の見通しの検討有無。財政部局等との調整開始有無。

- ☐ 過去 2～3 年間に災害廃棄物補助金申請の実施有無

- ☐ 過去の災害経験で、清掃センター等廃棄物処理施設以外に仮置場を設置した実績有無

・災害廃棄物対策の基礎 ～過去の教訓に学ぶ～、災害廃棄物処理パンフレットなど関係する資料の紹介
(http://kouikishori.env.go.jp/document_video/)

・災害廃棄物補助事業の実務経験がない場合があることから、災害関係業務事務処理マニュアルを熟読するように助言

・現在の担当者に実務経験がなくても、実務経験者がほかの課に在籍している場合があることから、被災自治体の災害対策の状況に応じて実務経験者を招集するように助言

・市町の財政事情によっては対応方針決定の上で、災害廃棄物補助事業の対象範囲が非常に重要となるため、補助事業を念頭に置いた助言を実施

③人員体制（専従体制の有無、指揮系統の確立）の確認

- ☐ 災害廃棄物処理について専従の人員の確保有無
- ☐ 災害廃棄物処理事業を担う部署の確立有無
- ☐ 自治体幹部が災害廃棄物処理の重要性を認識し、災害廃棄物に特化した体制が組み込まれているか。もしくは組もうとしているか
- ☐ 部課長クラスの管理職と、現場に出ている補佐・主幹・担当クラスとの意思疎通の有無（幹部による現場の実情把握の有無）
- ☐ 他部局や環境分野からの職員（経験者含む）の有無

- ・災害廃棄物担当が1名など少なかったり、初動期には避難所運営支援等で不在であったりする場合もある。被災自治体の上層部（首長、危機監理監、廃棄物担当の部局長など）に対して、災害廃棄物担当者の配置及び複数人によるチーム編成の重要性を伝達（チーム編成は災害の被害規模が大きい場合）
- ・組織体制の不備がある場合、被災市町担当者と合同で自治体幹部と交渉に参加

④一般廃棄物処理体制の確認（直営・委託・一部事務組合の関係）

- ☐ 被災市町が必要な指示を出せる体制にあるか
- ☐ 被災市町による収集運搬・処分に関する情報の把握有無
- ☐ 被災市町による委託事業者や許可事業者の被災状況の把握有無

- ・廃棄物担当者が3人以下の市町は、災害時に業務負荷によって混乱状態に陥るケースがあるため、発災当初から県や環境省の支援が重要になり、市町に張り付いた支援が必要
- ・被災自治体が災害廃棄物対応全体をマネジメントできるように、被災自治体の管理者が意思決定に専念できるように管理者に助言することが重要

⑤民間廃棄物事業者との協定や関係性の状況確認

□ 被災自治体による協定内容の理解の有無

※協定に具体的な内容（収集・運搬、仮置場の運営管理、再資源化・処分など）が示されていない場合、迅速に動けないケースがある

※協定未締結の民間事業者との契約は、3 者見積もりによる業者選定が基本（ただし、契約事務に時間を要する）。特定の民間事業者との随意契約は、金額の妥当性の根拠が弱く、災害査定において減額対象

□ 被災自治体による協定先との連絡体制の有無

※災害支援協定は定期的に内容を点検し、協定の発動要件や災害時の連絡先、調整方法等を協定締結先と確認することが必要（手引き P.33 5）災害支援協定リスト）

※役割分担、応援要員に提供する情報（地図、費用負担等）等を事前に決めておくことも重要（手引き P.33 5）災害支援協定リスト）

□ 県の協定利用の場合、県との十分な意思疎通の有無

- ・ 県は県の協定に基づき、市町に向けた支援の調整を行う
- ・ 民間団体との協定で処理単価が設定されていないケースでは、平成 28 年熊本地震や、平成 30 年 7 月豪雨などにおける協定や契約書の事例を示すことも考えられる

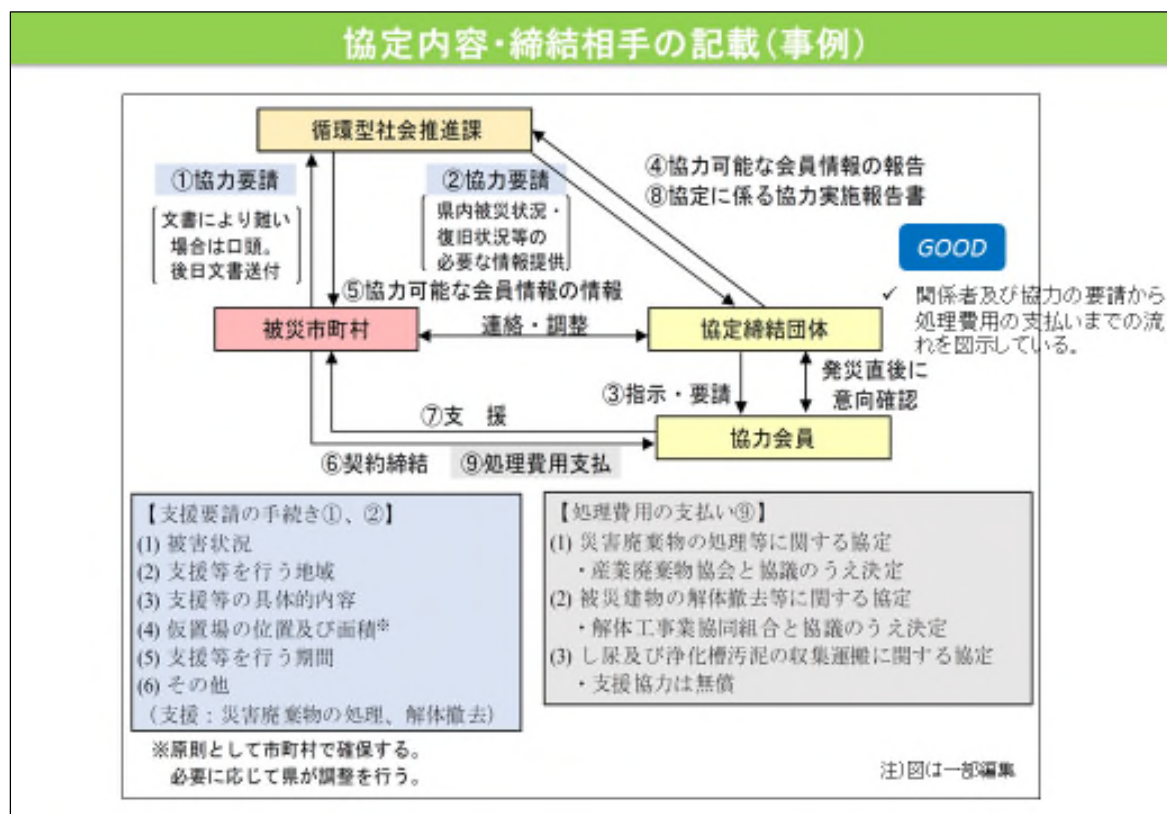


図 協定内容・締結相手の記載（事例）

出典：近畿地方環境事務所提供資料

⑥必要資機材の状況の確認（手引き P.34 6）必要資機材及び保有資機材リスト）

☐ 必要な資機材のリストアップ状況の確認

☐ 保有状況や災害時の調達方法等の確認

- ・保有状況によらず必要な資機材をリストに整理し、確保の目途が立っていない資機材は早急に調達方法を調整し、調整結果をリストに反映
- ・市区町村以外で保管または災害時に調達する場合には、相手先の連絡先や前提となる協定等の情報を整理
- ・車両の確保は、仮置場からの搬出用の大型車両も確保。豪雨災害等により浸水の可能性がある場合には、事前に高台に車両を移動させておくことも必要

⑦支援の必要性の確認

☐ 被災自治体による支援の必要性の理解・判断の有無

※他団体からの支援について、地元一般廃棄物事業者等の団体との調整がされているか確認が必要

☐ 近隣市町、県や国に自ら支援を要請する意向の有無

※自治体間の包括支援協定の一部として一般廃棄物に係る相互支援を行う場合には、協定締結先の廃棄物部局と認識を共有しておくことや、古い協定の場合には相手先と有効性を確認しておくこと等も重要（手引き P.33 5）災害支援協定リスト）

☐ 具体的な支援内容（収集運搬・仮置場運営管理・事務等）を調整できる体制の有無

☐ 支援を受ける際の準備（宿泊所、駐車場、洗車方法等）を整える体制構築の有無

※支援に入る自治体は、被災自治体に負担をかけないよう「自己完結型」の支援を心掛ける（宿泊先は自前で手配、洗車場の情報は被災自治体（近隣施設の洗車利用が可能かどうか確認）から入手など）

- ・支援の必要性について、自治体首長や幹部と面談し、他自治体や民間業者の支援を受けないと災害廃棄物の処理が滞る恐れがあること、費用については補助金の財政支援があることを伝達
- ・災害廃棄物処理の担当職員が少ない場合は、複数課や他の部署から構成するチーム編成をする必要性を伝達
- ・県内の市町、近隣の事務組合等の支援可能性の調整を実施
- ・県外からの支援が必要な場合は、近畿地方環境事務所が他府県からの支援可能性の調整を実施

表 環境設備の内容（例）

項目	環境設備の内容
スペースの確保	・支援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する ・可能な範囲で、支援側の駐車スペース（パッカー車などの作業用車両用等）を確保する
資機材等の提供	・執務を行う上で必要な文具、洗車施設や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	・執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関するあっせん等	・支援職員の宿泊場所の確保については、支援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする ・被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎、焼却施設等の会議室や休憩室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する

⑧自衛隊・消防・警察等他省庁との連絡体制の確認

- ☐ 被災自治体に設置されている災害対策本部に廃棄物部局の管理職が出席し、現状を正しく報告しているか（他部局に窮状が伝わっているか）。

※必要に応じて災害対策本部に出席し、発言して理解を求める

- ☐ 土砂・流木等の対策における土木部門との連携の必要性の認識有無

- ☐ 被災自治体の廃棄物部局が自衛隊・消防・警察と情報共有できる体制にあるか

※仮置場等における火災リスクを消防署と情報共有、巡回等の協力が可能か打診

※閉鎖した集積場や仮置場への災害廃棄物の搬入防止について、不法投棄になる恐れがあることを警察に伝えることで、巡回等の抑制措置を執られる場合がある

※自衛隊は区域に分かれて活動しており、市町・地域単位の統括本部と調整しないと、統一した連携が取れない場合がある

・県と地方環境事務所は、市町が仮置場で火災リスクや便乗ごみなどの不法投棄の可能性が考えられる場合、情報共有を行うよう助言をし、場合によっては情報提供の支援を実施

⑨住民広報・マスコミ対応能力の確認

- ☐ 住民の問い合わせや要望を受ける専用窓口を設置し、住民要望を整理した上で住民対応を行う体制構築の有無

- ☐ 住民への広報手段（新聞、ラジオ、HP、避難所・集積場・仮置場等への張り紙など）の検討有無

※社会福祉協議会や広報部局と連携し、広報車やホームページ、テレビ等を活用する等、効果的に実施（手引き P.18 ②住民ボランティアへの周知）

- ☐ 住民に対する情報提供手段（広報無線、HP、自治会周知、チラシによる施設周知）の複数確保の有無

※防災無線を聞き逃した人のために、FM ラジオや電話で同様の内容を放送。外国人対応として FM ラジオにおいて外国語で翻訳放送の実施を促進

※首長や自治体が SNS（ツイッターなど）を実施している場合は、積極的に繰り返し広報を実施

□ 情報を的確に発信できる体制構築の有無

※発災当初から住民に対して、被害状況の写真撮影の実施、撮影方法について広報

※町内会長が管理されていない仮置場や無分別状態の集積場の対応優先順位を役場に回答し、自治体が優先的に回収することで、住民感情を和らげる効果（平時から町内会長など住民とコミュニケーション図る）

□ 報道情報を確認可能な体制構築の有無

※マスコミに対しては積極的に情報を提供し、正確な情報伝達を繰り返し実施

- ・ 広報ツール（チラシ等）の参考事例やひな型を提供
- ・ 県は各市町の広報内容を集約し、県の広報誌や HP に掲載するとともにマスコミに情報提供を実施

4）発災後の廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集

①通常の生活ごみ・避難所ごみの情報確認

□ 生活ごみの収集状況（全地域の収集有無、収集車両の確保状況、収集ルート of 支障状況）

□ 日常の生活ごみの収集不可（資源ごみ、大型ごみ等）の場合、再開の予定の有無

□ 避難所ごみの回収の定期的実施の有無

□ 被災地内及び被災地周辺地域において片付けごみが、生活ごみのステーションに混合して排出されていないか

- ・ 生活ごみ及び避難所ごみは、災害廃棄物の仮置場には搬入せず、従来どおり廃棄物処理施設へ直接搬入（手引き P. 18 ①-1 生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制の確保）
- ・ 施設・人員体制、道路の状況、（水害の場合は浸水範囲）等を考慮し、生活ごみの処理も含め、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断する。自治体から相談があった場合には、可否の判断をサポート（手引き P. 15 ②翌日以降の廃棄物処理の可否の判断）
- ・ 生活ごみ及び避難所ごみは、発災後のライフライン・交通インフラ等の支障などを勘案しても、遅くとも発災後 3 日以内（夏季は早期の取り組みが必要）には収集運搬・処理を開始することが目標（手引き P. 18 ①-1 生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制の確保）
- ・ 生活ごみの収集運搬が十分にできていない場合、県は収集運搬支援可能な周辺自治体とのマッチング調整を実施
- ・ 県域を越えた支援が必要な場合は国が他都市とのマッチング調整を実施

②し尿の収集運搬の情報確認

- ☐ し尿の収集状況（全地域の収集有無）

※下水管が破断して水洗トイレが機能しなくなり、事前に県庁を通じて国交省了解のもと、くみ上げて下水処理場に近いマンホールにし尿を投入した例あり。下水道 BCP 策定マニュアルの確認も必要

- ☐ 浄化槽の破損による外部への流出懸念の有無
- ☐ 避難所等への適切な仮設トイレ設置の有無。トイレ設置場所の関係者との共有の有無

- ☐ 避難所の仮設トイレ等のし尿の収集日等の情報を仮設トイレ等管理者へ周知。適切なくみ取りの有無（手引き P. 18 ②仮設トイレ等の管理者への周知）

- ☐ 避難所の使い捨てトイレの回収有無。使用後の分別有無

※携帯トイレは臭い・衛生を考慮し二重袋に入れて密閉し保管

※使い捨て携帯トイレをパッカー車で回収すると破裂して作業員が汚物を浴びた事例があり、容器に入れて平ボディ車で回収が必要

- ・必要に応じて支援物資の調整を行う防災部局、福祉部局等、県関係部局と連携し仮設トイレ調達先を紹介
- ・バキューム車不足時の他自治体支援の要請
- ・バキュームカーの手配可能数の確認
- ・近隣市町の収集運搬・処分（バキュームなど）の委託先の情報を提供する
- ・し尿収集運搬の車両及び人員応援

③市町・一部事務組合の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設や最終処分場）の稼働状況の確認

- ☐ ごみ処理施設への搬入可否（施設搬入路の状況も考慮）
- ☐ ごみ処理施設の稼働状況（全施設稼働か。処理方式、処理能力、定期整備等の確認）
- ☐ ごみ処理施設が停止状態の場合、再稼働の予定日の確認（停止原因の確認）
- ☐ ごみ処理施設のピット残量の確認及び、受入可能日数の検討有無
- ☐ 災害廃棄物（片付けごみ）の処理可能量の確認
- ☐ 再稼働まで周辺自治体等のごみ処理施設の受入条件等を把握し、受入先の目処があるか。または協定等による応援調整の実施有無
- ☐ 最終処分場（大阪湾広域臨海環境整備センター、市町・一部事務組合、民間）への搬入可否。稼働の有無
- ☐ 最終処分場が搬入中止の場合、再開の予定の有無
- ☐ 再開まで、敷地内での一時貯留方法（フレコン貯留含め）貯留期間の確認、搬入の目処があるか。または協定等による応援調整の実施有無

- ・県は廃棄物受入れ可能な周辺自治体とのマッチング調整を実施
- ・府県域を越えた支援が必要な場合は国が他都市とのマッチング調整を実施

④し尿処理施設の稼働状況の確認

- ☐ し尿処理施設・下水道施設の稼働有無
- ☐ し尿処理施設停止の場合、再稼働の目途
- ☐ し尿処理施設の受入槽の残量の確認及び、受入可能日数の検討有無
- ☐ 再稼働まで、周辺自治体等のし尿処理施設の受入の目処があるか。または協定等による応援調整の実施有無

- ・ 県はし尿受入れ可能な周辺自治体とのマッチング調整を実施
- ・ 府県域を越えた支援が必要な場合は国が他都市とのマッチング調整を実施

5) 災害廃棄物の発生状況の確認

①片付けごみの排出状況の確認

- ☐ 被災市町のBCP（業務継続計画）の策定有無
- ☐ 被災市町による平時の生活ごみの回収ルート・収集運搬台数等の情報の把握有無
- ☐ 被災市町の片付けごみの収集対応策の有無

※平時の収集業者に災害廃棄物の収集運搬を依頼しても取り切れないことがあるため、災害廃棄物は別業者に依頼して、役割を分担することにより、効率的な収集運搬が可能

※自治体職員がバイク等を使用してごみの排出状況や収集ルートを確認して地図にまとめ、委託業者等に情報を提供することで、円滑な収集運搬に寄与。担当職員が少ない市町では委託先やボランティアセンターと連携するなど担当職員に効率的に情報を集約できる仕組み構築が重要

※生活ごみ収運委託事業者は、収集時に公園や道路などに多量に排出されている箇所があった場合は、可能であれば写真を添えて担当職員に連絡の協力を実施

- ☐ 住民に対する片付けごみの分別排出方法、排出場所、排出可能な品目等の広報の実施有無

※片付けごみ等の災害廃棄物は、発災後の初期段階から排出される。水害の場合は、発災直後から排出されることもある（手引き P. 19 ②災害廃棄物の回収方法の検討）

※分別方法は、最終的な処理方法等を踏まえて検討し、仮置場のレイアウトにも反映（手引き P. 19 ②災害廃棄物の回収方法の検討）

※災害ごみは仮置場、生活ごみは通常のごみステーション、粗大ごみは処理施設に直接持ち込みするなど、排出ルールを早期に決定して広報

※仮置場の場所、仮置場の開設日時、受入時間帯、分別方法、安全への配慮等は、決定次第、住民・ボランティアに周知（手引き P. 19 ②災害廃棄物の回収方法の検討）

- ☐ 便乗ごみ対策の実施有無

※災害とは関係ないごみの排出を禁じる広報を徹底。便乗ごみが排出されている場合に、看板の設置やステッカー、トラ表示（立入禁止）テープの貼付（災害ごみではないため収集しません など）により、排出者に指導。抑制効果を発揮

※廃家電、タイヤなどは仮置場の排出を禁止し、電話受付による収集対応にするこ

とで抑制効果を発揮

※道路上の便乗ごみは、不法投棄を誘発するため早期に撤去

- ☐ 腐敗物、危険物等の排出の有無

- ・ 片付けごみ排出方法や便乗ごみ対策についての広報ツールの提供
- ・ 現場確認の際の支援状況の写真や問題点などの情報提供

②集積場の排出状況の確認

注．集積場・・・片付けごみの排出用に住民が独自に設置した場所

- ☐ 被災市町による自治会・町内会が設置する集積場のメリット、デメリットの理解の有無

- ☐ 被災市町の片付けごみ収集対応策に、集積場の収集の位置づけ有無

- ☐ 被災地内・被災地周辺における集積場の設置場所

※ごみステーションや住宅地内の小規模公園等を片付けごみ等の集積所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招くおそれが高いため避けることが望ましい（手引き P.19 ①仮置場の確保）

- ☐ 集積場の管理運営者の把握

※地元自治会による管理が効果的な地域もある。①管理者の常駐、②搬入物の限定や分別、③夜間の閉鎖（入口の施錠）、④町外の排除等の実施により適切な管理が可能となる事例あり

- ☐ 集積場における分別の有無

※土砂以外に片付けごみを土のう袋に入れる場合は、「ガラス」、「木くず」など、中身が分かるように表記してもらう広報が必要

- ☐ 集積場からの搬出時期の目処

※集積場解消後は、施錠などの立ち入り禁止措置を講ずる

※集積場解消後の廃棄物の放置は不法投棄として通報するなどの看板を置くとともに、地元警察署への巡回を依頼するなどの措置をとる

- ☐ 高齢者等の災害時要配慮者によるごみ出しの有無

※ごみ出しが困難な住民に対応するため、社会福祉協議会やボランティアセンターと連絡し優先的な支援を検討

※高齢世帯など、仮置場への搬入が困難なケースを想定して、収集運搬体制を検討した上で、選択肢の一つとして戸別回収を行うことを検討（手引き P.18 ②災害廃棄物の回収方法の検討）

- ・ 集積場への排出・分別方法等についての広報ツールの提供
- ・ 必要があれば、集積場における発生量確認と市町への連絡調整
- ・ 危険物の排出があるか確認し、あれば迅速な適正処理を支援



図 不法投棄等の貼り紙例

出典：近畿地方環境事務所提供資料

③集積場のうち管理されていない仮置場の発生状況の確認

- ☐ 被災市町による管理されていない仮置場の情報入手の有無
- ☐ 管理されていない仮置場への排出禁止や解消に向けた対策の検討の有無
- ☐ 周辺住民に対する周知の有無（管理されていない仮置場に持ち込まない）、警察へ不法投棄対策としての連絡対応等の有無
- ☐ 管理されていない仮置場からの搬出時期の目処

※管理されていない仮置場を撤去したのち、閉鎖を徹底

- ・管理されていない仮置場解消策として、看板の設置やステッカー、トラ表示（立入禁止）テープの貼付、現場スピーカー・ダミーカメラ等の設置支援
- ・必要があれば、管理されていない仮置場における発生量確認と市町への連絡調整
- ・仮置場までの搬出支援可能な周辺自治体・他都市とのマッチング調整を実施



図 管理されていない仮置場の貼り紙例

出典：近畿地方環境事務所提供資料

④一次仮置場の開設・運用状況の確認

□ 一次仮置場の場所の選定状況、開設状況、開設に向けた準備の状況

※発災後は速やかに災害廃棄物の仮置場の設置が必要となるため、あらかじめ仮置場候補地をリストに整理（手引き P.35 7）仮置場の候補地リスト）

※仮置場としては、例えば、運動施設や公園、公共施設の駐車場、廃校のグラウンド、公的な未利用地等が考えられる。公的施設等で確保が困難な場合には、民間施設等（未利用地、大規模な駐車場等）とすることが考えられる。民間施設等を利用する場合には、使用後の返還に備えて、養生対策が特に重要（手引き P.35 7）仮置場の候補地リスト）

※仮置場の設置場所は、病院・学校・水源等の周辺を避けて設置（手引き P.35 7）仮置場の候補地リスト）

※仮置場の、自衛隊宿営地や物資輸送拠点、避難所や仮設住宅建設地とのバッティングを避けるため、関係部局や国や都道府県の公有地管理部局と調整したうえで、災害対策本部等の承認を得る（手引き P.18 ①仮置場の確保、手引き P.35 7）仮置場の候補地リスト）

※仮置場の検討にあたっては、道路アクセスや収集運搬車両の取り回し（搬出用の大型車両も考慮）、分別スペースの確保等を考慮する必要がある（手引き P.35 7）仮置場の候補地リスト）

※仮置場を住民・ボランティアにとって搬入が困難な場所に設置してしまうと、路上等に片付けごみが混在状態で大量に排出され、交通等への支障を生じるおそれがあるため、できるだけ住民の利便性の良い場所に設置することを検討（手引き P.19 ①仮置場の確保）

□ 一次仮置場への受入に対する必要人員・資機材の手配の有無

※初動期に仮置場で分別や集積を適正に行うため、仮置場一箇所あたりに数人程度（分別指導、受付、交通整理）が必要。周辺自治体の廃棄物担当者、一部事務組合職員に支援を依頼

※仮置場へのボランティアの配置（荷卸し補助等）は避ける（搬入者とのトラブル、怪我の賠償、搬入者の車を傷つけた場合の対応等）

※不足する資機材の一部は、例えば仮置場の運営を民間委託の場合に、資機材の確保も仕様を含めることも考慮（手引き P.20 ③収集運搬車両・資機材・人員の確保）

※仮置場が舗装されておらず、降雨等により場内がぬかるんで車両通行に支障をきたす場合、敷き鉄板や碎石、砂利等を敷設（手引き P.20 ③収集運搬車両・資機材・人員の確保）

※汚水の土壌への浸透防止のため、仮舗装やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水設備等を設置（手引き P.20 ③収集運搬車両・資機材・人員の確保）

※廃棄物の飛散防止策として、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置、保管袋での保管等を実施（手引き P.20 ③収集運搬車両・資機材・人員の確保）

- 一次仮置場のレイアウトの有無、分別体制の有無

※原状回復等のために、仮置場の写真を撮影（開設前、運営中）（手引き P.20 ⑤仮置場の開設・管理・運営）

※廃棄物の積み上げ高さは、火災防止の観点から 5m 以上とならないように管理（手引き P.20 ⑤仮置場の開設・管理・運営）

※石綿等を含む廃棄物に対しては、飛散防止措置を実施（手引き P.20 ⑤仮置場の開設・管理・運営）

※仮置場の動線（入口・分別区分ごとの仮置き・出口）は、道路も含めて一方通行となるよう工夫（手引き P.20 ⑤仮置場の開設・管理・運営）

- 一次仮置場に関する住民への周知の準備の有無

- 追加で確保できる一次仮置場の候補地選定の有無

- ・仮置場管理運営マニュアルの提供
- ・産業資源循環協会を通じて業者リストの提供
- ・仮置場の設計の留意事項や原状回復の必須事項
- ・小規模自治体は早い段階から業者委託の検討も有効。状況に応じて業者（人員、資機材）を紹介

⑤社会福祉協議会・ボランティアセンター等との調整状況の確認

- 社会福祉協議会・ボランティアセンター等を通じて、ボランティアに周知する内容（片付けごみの排出方法、仮置場の分別品目等）を被災自治体が検討しているか

- ボランティアへの周知方法に関する社会福祉協議会・ボランティアセンターとの調整可否

- ボランティアによる仮置場への搬入支援の可能性

- ・ボランティアの確保
- ・災害実績のある市町等への調査等により、ボランティア等の受入対応方法等について情報提供
- ・社会福祉協議会やボランティアセンターと密に情報共有できる体制の構築を支援する。（定例会議の開催など）



図 ボランティアとの打合せ状況

出典：近畿地方環境事務所提供資料

(2) 緊急措置段階〔第2段階〕

1) 公衆衛生の確保の支援

- 災害発生による公衆衛生の悪化が懸念される場所・事項の確認

※悪臭・害虫等の生活環境の保全に支障が生じる恐れがある場合、D.Waste-Net 等を通じて支援を要請し適切な処置を実施

- 通常ごみと片付けごみの排出・収集方法の決定と広報の実施

※生ごみを含む通常ごみの収集運搬体制の確保と片付けごみとの混合の防止措置（広報）の確認が必要

- 避難所が開設される場合、避難所ごみの収集や仮設トイレの設置・くみ取りの適切な実施の確認

※避難所ごみ特有の携帯トイレ、簡易トイレのごみは、別途袋詰めされるなどして適切に処理されているかの確認

※感染性廃棄物が適切に処理されているか避難所担当者に確認

- ・生活環境の保全に支障がある場合は、環境省県派遣チーム（環境省現地派遣チーム）等を通じて D.Waste-Net 等の専門家等に支援要請実施
- ・県は、必要があれば周辺環境の環境調査等の協力を関連部局と調整
- ・必要があれば、避難所担当者支援者を集めた説明会の検討

2) 災害廃棄物発生量の推計の実施の支援

- 家屋被災情報に基づき、災害廃棄物発生量の推計を実施

- ・災害廃棄物対策指針の技術資料等を参考とし、現地確認等により推計に必要な情報を収集し推計
- ・環境省県派遣チーム（環境省現地派遣チーム）を通して D.Waste-Net 等の専門家の知見を活用し災害廃棄物発生量の推計を支援。ドローンを用いて仮置場等の配置や体積などを簡易計測し、情報共有する方法も検討
- ・建物の被害棟数を基に推計する方法があるが、被害棟数が不明な場合には、災害廃棄物処理計画や事前の被害想定調査等を基に、発生量を見積ることが考えられる。発生量の推計では、過小評価しないように注意（手引き P.15 ③災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集）
- ・発生量は、災害廃棄物対策に係る予算要求や災害廃棄物の処理方法の検討の際に必要となるため、遅くとも発災後数週間以内に推計する必要あり（手引き P.15 ③災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集）
- ・発生量は、新たな情報を基に、随時見直しを図る（手引き P.15 ③災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集）

3) 仮置場の対応の支援

①混合状態の解消、分別・レイアウト助言

- 仮置場の必要面積を算定し、適切な分別が行われる対応の有無を確認

※仮置場に十分な広さがない場合、混合状態にならないよう仮置場を定期的に閉鎖し、その間に再資源化や処分先に積み出しを実施して場内整備を実施するなどの工夫が必要

- 搬入された災害廃棄物が混合状態とならないように確認

※すでに混合状態であり、腐敗性廃棄物の混在が明白な場合、仮置場周辺の生活環境への影響を考慮した措置の検討が必要

- 広報による仮置場への搬入可能物（生ごみ・通常ごみの搬入禁止、災害の規模・種類により設定）の周知の有無

※仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等に関する事項について周知（手引き P.20 ④住民・ボランティアへの周知）

※要請事項（空き地等に廃棄物を捨てない、不急な廃棄物は当面出さない等）についても周知（手引き P.20 ④住民・ボランティアへの周知）

- ・分別を表示する看板の設置、「見せごみ」などの実践的な助言の実施
- ・被災自治体の体制を考慮し、平時の収集ルートのほうが効率的なものは仮置場へ持ち込ませず、中間処理（破碎・焼却）や資源化しやすいように分別の助言

②仮置場の不足への対応

- 仮置場への搬入・搬出傾向や被害規模から、仮置場の必要面積を見極め

※仮置場への搬入・搬出量、処理量などの量的管理、及び進捗管理（手引き P.23 ②一般廃棄物処理の継続）

※仮置場がひっ迫している場合、搬出先の確保と新たに広い仮置場の確保

※必要に応じて県の所有地、国有地を紹介

- ・環境省県派遣チーム（環境省現地派遣チーム）を通して D. Waste-Net 等の専門家の知見を活用し、仮置場の必要面積の推計を支援
- ・県の協定や処理・再資源化施設のリストにより搬出先を支援
- ・環境省県派遣チーム（環境省現地派遣チーム）から国有地の情報を受け取るとともに県の所有地、国有地、民間で活用できる用地候補リストも市町に提供
- ・県有地リストの提供や仮置場としての活用の検討に当たっては、当該土地の担当課を事前に作成したリストや公有財産表等で確認し、担当課と調整することが必要。
- ・県有地の利用承認や貸付契約については、県管財部局と相談を行う。



図 仮置場の分別例

出典：廃棄物資源循環学会九州支部 をもとに作成

③必要な人員・資機材に係る助言

- 適切な人員・資機材が配置されているか確認

※仮置きされた廃棄物の山を積み上げ整地する重機の確保ができていますか

※搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等の人員の確保ができていますか

※発災後の短期間に膨大な業務が発生すること（それらを既に実施してきたこと）、及び対応が長期化することを踏まえ、外部応援の活用を前提に、交代要員の確保や作業員のローテーションを実施（手引き P. 23 ①継続的な一般廃棄物処理体制への移行）

※一般職員だけでなく、管理職の交代要員の確保も検討（手引き P. 23 ①継続的な一般廃棄物処理体制への移行）

※交代要員としては、例えば現場管理や設計に詳しい土木部局や、契約や補助金に詳しい管財部局からの支援が考えられる（手引き P. 23 ①継続的な一般廃棄物処理体制への移行）

※全庁的な取組として、職員のメンタルケア・ストレス回避策を講じる（手引き P. 23 ①継続的な一般廃棄物処理体制への移行）

- ・仮置場の管理運営について産業資源循環協会、シルバー人材センター等への委託の検討や他自治体への支援要請等の検討を助言
- ・県は仮置場の荷卸し補助・車両誘導等の支援が可能な周辺自治体とのマッチング調整を実施
- ・県域を越えた支援が必要な場合は国が他都市とのマッチング調整を実施
- ・県の協定に基づき、産業資源循環協会及びレンタル事業者からの支援調整を実施

④二次災害防止への助言

- 仮置場の維持・管理について二次災害等の防止対策の有無

※主な二次災害：危険物や有害廃棄物の管理、粉じん対策、火災対策、台風等の接近による廃棄物の流出等

- 仮置場の土壌汚染・原状復帰対策として必要な措置を講じているか確認

※ガラス・陶磁器くずはコンテナを利用（周辺への飛び散りを防止）、スレートはコンテナやフレコンバックに分別、などの工夫。なお、コンクリート瓦礫は再資源化を促進するため分別されていることが望ましい

- ・生活環境の保全に支障がある場合は、環境省現地支援チーム等を通じて専門家等に支援要請実施
- ・県は、必要があれば周辺環境の環境調査等の協力を関連部局と調整を実施

4) 住民やボランティアへの周知の支援

- 仮置場の搬入案内、分別の品目など、住民やボランティアへの周知度合いについて確認

※発災直後の週末からボランティアが支援に入り、片付けごみの搬出が加速するが、片付けごみの搬出先（門前・集積場へ排出、仮置場へ運搬まで）等の具体的な調整をしているか、など

- ・必要に応じて社協やボランティアセンター等を通じて丁寧な周知やボランティアから得られた住民からの情報等の共有を依頼するように助言。被災家屋からの片付けごみの排出作業を行った家屋情報（地図に地点をプロット）の市町収運担当部局への報告を依頼するなど有効
- ・できる限りボランティアセンター、市町担当者との協議を運営し、連携を図る

5) 支援要請と支援のマッチング

①状況の確認

- ☐ 被災市町から県に支援要請を検討しているか確認。
- ☐ 被災市町が、自ら締結している協定による支援要請実施の有無を確認。
- ☐ 被害が無いまたは少ない市町に対しては、事前に支援可能性について照会を行う。

②マッチング

- ☐ 支援要請を県が受ける場合、支援内容に齟齬が出ないように以下の点について確認を実施
 - ・業務内容（片付けごみの収集運搬等の作業内容の概要）
 - ・作業エリア
 - ・要請車両台数・車種（パッカー車、ダンプ車等）
 - ・作業人員
 - ・作業期間
 - ・作業量（収集量）
 - ・燃料調達
 - ・宿泊所（車両の駐車ができる場所）
- ☐ 支援要請のあった車両・人員・期間等の数値を、支援可能状況の回答と照らして、どの被災市町が、どの支援市町を支援するのかについてマッチングを行う。
- ☐ マッチングに際しては、近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画の様式（マッチング検討シート等）も活用する。

- ・県は必要に応じて県内の他市町への支援要請を実施
- ・国は必要に応じて全国規模の団体へ支援要請を実施
- ・県が市町からの災害廃棄物処理の一部の事務委託を検討する場合、県に必要な支援を地方環境事務所等に要請
- ・県は必要に応じて自衛隊への災害廃棄物処理支援を要請
- ・国および県は自衛隊の災害廃棄物処理支援に係る連携（民間事業者との分担等に係る市町への助言等）を実施
- ・国および県は必要に応じて人材バンクを活用して、市町にマネジメント支援人材を派遣

(3) 本格的処理段階〔第3段階〕

1) 廃棄物処理フローの構築の支援

- ☐ 災害廃棄物処理フローの構築の有無の確認

※災害廃棄物を自区域内の一般廃棄物処理施設で処分しきれない場合に必要

※市町の一般廃棄物処理施設で処分できない種類の災害廃棄物の処理に必要

- ・可能な限りリサイクルを進めるように県の災害廃棄物処理計画等を参考にし、近隣の再資源化施設の情報を収集し、処分先の確保を支援
- ・県は、他の市町の一般廃棄物処理施設での処分を検討
- ・県は、産業資源循環協会を通じ、運搬及び産業廃棄物処分業者の施設での処分（再資源化）を検討
- ・県は近隣の再資源化施設の情報を収集し、処分先の確保を支援
- ・地方環境事務所は県外の一般廃棄物処理施設および事業者等の処分先確保

2) 災害廃棄物処理実行計画の策定の支援

- ☐ 被害状況に応じて、災害廃棄物処理を計画的に進めるため、災害廃棄物処理実行計画の策定の有無を確認

※計画作成による市町の負担が大きい場合、簡易版として災害廃棄物処理の基本方針、種類別発生量（見込み）、処理方法、処理フロー、処理スケジュールがあればよい

※災害廃棄物処理実行計画は、市町の災害報告書の基本情報として用いることも可能

- ・県は県の災害廃棄物処理実行計画の中に被災市町分を入れたものを作成し、被災市町の事務作業を支援
- ・被災自治体の体制に応じて、実行計画のひな形の提供など、必要な支援を実施

3) 損壊家屋等の撤去・がれき混じり土砂撤去制度の仕組みづくりの支援

- ☐ 公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）や、宅地内のがれき混じり土砂等の撤去に向けた枠組み（スキーム）の構築の有無の確認

- ☐ 環境省から発出される事務連絡の確認の有無

- ・災害廃棄物処理部門だけではなく、土木部局との合同チームの発足を助言
- ・必要に応じて、情報提供や自治体担当者向け説明会を実施するなど支援
- ・制度設計、契約書等の実務に係る対応について、自治体の対応能力に応じた助言等の支援
- ・専門的な知識を要する事項への支援
- ・住民からの問い合わせ対応の支援（基本的な回答事例集の準備等）
- ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の県における標準単価の設定
- ・家屋等公費解体のための、被災家屋等の解体及び撤去等に係る要綱の策定の支援
- ・解体等の事業者への対応や積算等の実務経験をもつ県・他市町職員の派遣を検討

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・設計・積算業務の委託先の紹介・アスベスト調査をしていない家屋の解体手法の確認や判断可能な人材の確保を支援 |
|--|

4) 補助金制度の活用支援

- ☐ 災害廃棄物処理事業費補助金制度について理解の確認
- ☐ 災害廃棄物処理に係る財源確保（補正予算確保等）の手続きの進捗の確認
 - ※ 災害廃棄物処理のみではなく、災害全体で考え、業務内容と支払いタイミングを精査する必要
 - ※ 財政調整基金の保有残高、基金繰替運用、一時借入の可否、そのタイミング見極めができているかが重要
- ☐ 財政部局、会計課との情報共有の有無の確認

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・自治体に対して、「災害関係業務事務処理マニュアル」を確認し、災害等廃棄物処理事業費補助金の事務を進めるように助言・対象となる事業や補助対象範囲に関する自治体からの疑義等に回答（地方環境事務所、県は、質疑応答集を十分に確認）・事務作業に対する他自治体からの応援人員の派遣も検討、調整 <p>＜災害報告書作成に係る助言＞</p> <ul style="list-style-type: none">・災害報告書作成業務は、多くの自治体が未経験であり、業務の見通しが甘くなる傾向がある。地方環境事務所は被災自治体に対して説明会を開催するなどして支援・災害報告書提出までのスケジュールや必要な業務負荷に関する助言を適切な時期に実施 <p>＜災害査定に対する助言＞</p> <ul style="list-style-type: none">・災害査定で必ず妥当性が問われる事項への対応として、早い段階で写真や日報等の根拠データの整理を実施するように助言・発注業務に関する契約締結時期、業者選定方法、業務内容、価格の妥当性等に係る根拠資料を準備することを助言・県は、災害査定の実施日程が決まったのち、定期的に被災自治体に対して進捗状況のヒアリングや助言を実施 |
|--|

資 料 編

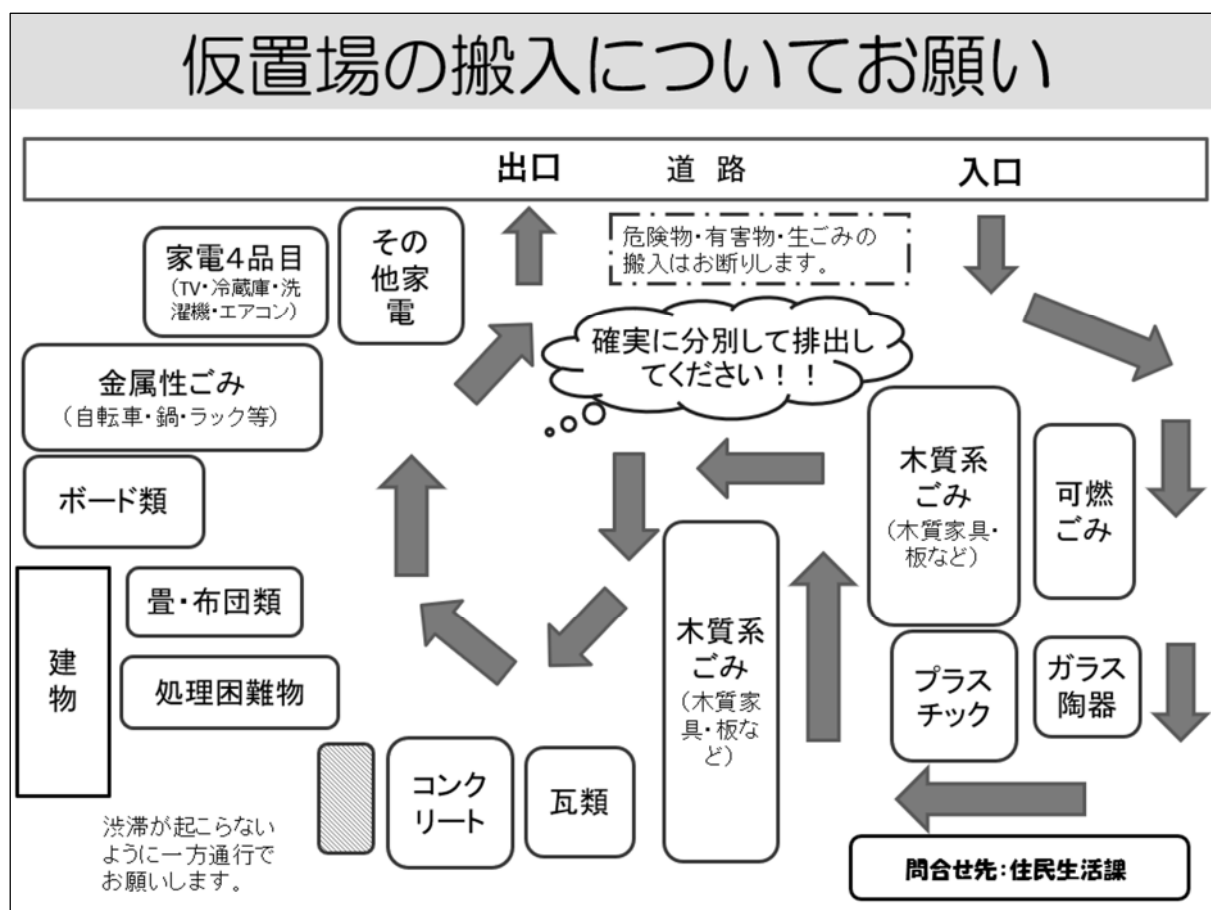
- 1．広報内容（例）
- 2．現地支援の留意事項
- 3．締結協定一覧
- 4．市町支援マニュアルチェック表
- 5．市町廃棄物処理体制一覧表

※広報内容（例）、現地支援の留意事項で示した様式は作成イメージ。別途に提供するファイルをもとに被災自治体に提供等を実施

1. 広報内容（例）

1) 仮置場

①仮置場の分別案内



②住民向け仮置場の利用案内

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い 年 月 日

災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ
家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① もやすごみ（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶器類
- ③ 瓦
- ④ 金属類
- ⑤ ただみ
- ⑥ 粗大ごみ（木製家具・ソファ・ベッド・布団など）
- ⑦ 家電4品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）

【持込できないごみ】

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

■注意事項

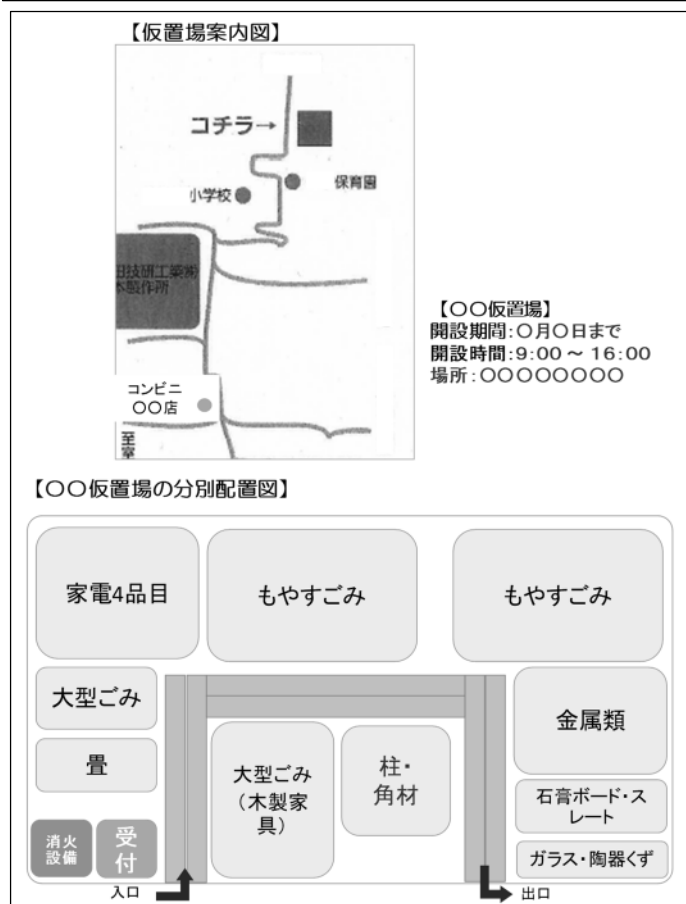
- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においでください ※裏面をご覧ください

場所: ○○○○○○○○
開設期間: ○月○日まで
開設時間: 9:00 ~ 16:00

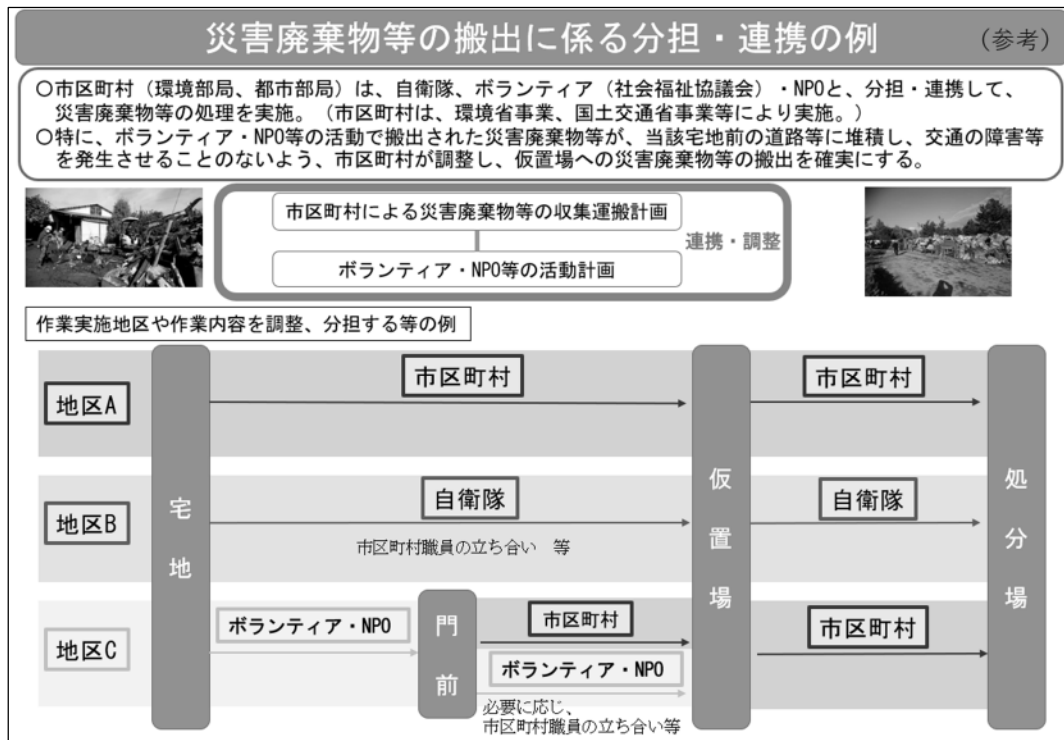
高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○）へ相談してください。

【問合せ】 ○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○



2) ボランティア

①災害廃棄物等の搬出に係る分担・連携の例



②ボランティアとの連携における留意事項

**災害廃棄物の撤去等における
ボランティア等との連携について**

災害廃棄物の家屋からの排出等について、ボランティアにご協力いただいている市町村は以下の事項にご留意いただき、効果的な連携に努めてください。

- 被災市区町村の廃棄物部局は、社会福祉協議会と必要な情報を共有するために連絡先を交換するなど、連絡体制の構築を図る。
- 被災地で活動しているNPO・ボランティア団体との情報共有打ち合わせに出席する、もしくは開催するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像の把握に努める。
- 災害廃棄物の分別・排出方法について、住民・ボランティア向けの広報チラシ等を作成し、社会福祉協議会の連絡担当者 に共有するとともに、メディア、自治会、ボランティアセンター等を通じた広報・周知を行う。
- 災害廃棄物の撤去等について決定した方針や住民に対する周知内容（仮置場の開設等）については、社会福祉協議会の連絡担当者 に速やかに共有し、ボランティアへの周知協力を依頼する。
- 片付けごみなどの収集運搬を効率的に行うため、ボランティアの片付け実施家屋・実施計画等の情報交換を行い、収集経路を検討する。

③家屋からの生ごみの出し方

【ボランティア・住民へのチラシ例2】

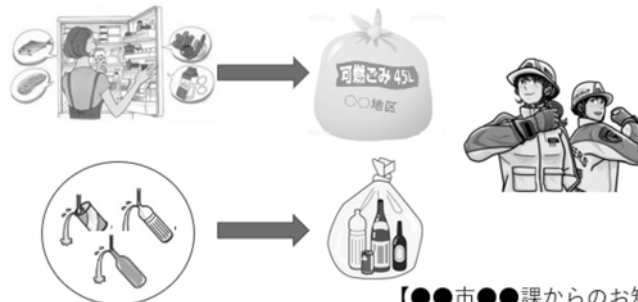
被災された方・ボランティアの方へ

家屋からの生ごみの出し方について

被災した家屋からごみを出す際には、仮置場の周辺の生活環境への影響を考慮し、腐敗性廃棄物（生ごみ等）の仮置場への搬入は禁止しています。

以下の事項に注意して作業を行ってください。
ご協力をお願いします。

- ・ 生ごみは通常時のごみの出し方に従って、ごみステーションなどに出してください。
- ・ 片付けごみとして仮置場には持ち込まないでください。
- ・ 浸水した冷蔵庫や冷凍庫を仮置場に持ち込まれる場合でも野菜、冷凍食品、調味料などの生ごみ等はすべて取り出してください。
- ・ 取り出したごみは通常時のごみの出し方に従って出してください。
- ・ 調味料、ジュース、お酒類も中身を下水等に排水し、ビン類は通常時のごみの出し方に従って出してください。



【●●市●●課からのお知らせ】

被災された方・ボランティアの方へ

家屋からの生ごみの出し方について

浸水した家屋からごみを出す際には以下の事項に注意して作業を行ってください。

- ・ 生ごみは通常時のごみの出し方に従って、ごみステーションなどに出してください。
- ・ 仮置場には持ち込まないでください。
- ・ 浸水した冷蔵庫や冷凍庫を仮置場に持ち込まれる場合でも野菜、冷凍食品、調味料などの生ごみ等はすべて取り出してください。
- ・ 取り出したごみは通常時のごみの出し方に従って出してください。



【武雄市からのお知らせ】

④片付けごみ対策

令和〇〇年〇月〇〇日

ボランティアの皆さんへ

片付けごみ（災害廃棄物）の仮置場への搬入方法について

- ボランティアによる片付けごみ**
 - 大規模水害や津波では被災家屋に大量の水と土砂が流入します。そのため被災者は生活復旧のため、早急に家屋の中の泥や被災家財を家の外に排出し、家屋内を片付けなければならなくなります。この作業は被災者自ら行わなければならないものですが、実際にはそれは極めて難しいことになります。
 - 水に濡れた畳や家具等は非常に重く、多くの人手を必要とするので災害廃棄物撤去・泥出しボランティアは災害後すぐに、多人数必要となります。
 - ボランティアは家屋前の路上に被災家財等を運び出し、行政の収集運搬と連動させる必要があります。
- 片付けごみの搬出方法**

被災家屋から排出されるさまざまなごみは出来るだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようにお願いします。

見えない土嚢袋などに詰めて排出する場合は、可燃物（紙・段ボール類、木くず、繊維類）割れた瓦、割れたブロック、割れたガラス・陶器類、金属類などに分別し、何が入っているか分かるように袋の表面にマジックペンで「可燃物」「ガラス」等と書いて排出してください。
- ボランティアと収集運搬との連携**

行政の廃棄物処理担当者及び収集運搬を担う事業者、応援に入った他府県自治体等の収集運搬と、ボランティアによる排出作業を連動させて行うよう、代表者による協議会組織を構築し、その協議会において、コーディネータを中心に、毎日排出・撤去計画をすりあわせる必要がある。

ボランティアは週末や連休等に多く集まるので、市の直営・委託による収集運搬も災害発生後の当面は週末も作業を続けることが望ましい。

【ボランティア・住民へのチラシ例1】

被災された方・ボランティアの方へ

家屋からの片付けごみの出し方について

【〇〇市〇〇課からのお知らせ】

被災した家屋からごみを出す際には以下の事項に注意して作業を行ってください。

市町村による仮置場搬入の場合

- 家の片付けは、**畳、敷物類、家電類、家具類、燃えるごみ、燃えないごみ、割れ物類、〇〇程度（※品目は各市町村の方針に合わせて修正ください）**に分類し、収集車両に積み込みやすいように分類し（家の前、或いは集積場所）に搬出してください
- 家の前或いは集積場所から仮置場までは市の収集車両によって回収するので、住所・氏名を〇〇市〇〇課（TEL:〇〇〇）まで連絡下さい。

被災者による仮置場直接搬入の場合

- 家の片付けから出たごみは直接、仮置場まで運んでいただき、仮置場での分別に協力をお願いします。

- 仮置場：〇〇仮置場（住所：〇〇〇〇）
- 仮置場開設日と開設時間：〇月〇日～〇月〇日 〇時～〇時
- 分別品目：〇〇、〇〇、
- 排出禁止物：〇〇、〇〇、
- 搬入の際には罹災証明、免許証等の被災者確認を行います。

・片付けの際には粉塵などが舞うため、マスクを装着してください。

・冷蔵庫の中の生ごみは全て取り出し、通常ごみとして排出してください。

・割れ物は、収集時の怪我防止のため、袋に入れ、袋に大きな字で「割れ物」と記載して下さい。

・倒壊した家屋は危険なため立ち入らないでください。倒壊家屋からの片付けは事業者が行います。

・家から片付けごみを搬出する際には注射針、ガラス片等が混入している可能性があるため取り扱いに注意してください。

（※ごみの出し方について、市町村の方針に合わせて修正ください。）

ボランティアの皆さんへ

片付けごみ（災害廃棄物）の仮置場への搬入方法について

- 仮置場での分別について**
 - 分別別に分けて、所定の場所に奥から置いてください。
 - 畳やマットレスなど重ねられるものは、搬出しやすいよう、きれいに重ねてください。
 - 可燃物（毎週火、金に出せるもの）については、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。
- 片付けごみの搬出方法**
 - 被災家屋から排出されるさまざまなごみは出来るだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようにお願いします。
 - 小物類を搬出される場合は、可燃物（紙・段ボール類、木くず、繊維類など）、割れたガラス・陶器類、金属類などに分別し、何が入っているか分かるようにして、仮置場で分別しやすいように排出してください。
 - 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、冷蔵庫だけを仮置場に持ち込んでください。
 - 生ごみ（腐敗するもの）は、通常の可燃物（毎週火、金）として、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

〇〇市〇〇〇課

ボランティアのみなさんへのお願い

片付けごみは、分別して袋に入れ、マジックペンでごみの種類を書いてください。



- 分別する品目
 - 割れたコンクリート・ブロック、かわら、ガラス類、木片、金属類、陶器（とうき）類
- 分けられずに混合しているものは「混合物」と記入をお願いします。
- コンクリートブロック、瓦（かわら）が割れていないものは土嚢袋に入れず、安全に積んでおいてください。
- 整理してトラック等で回収しやすいように配置してください。

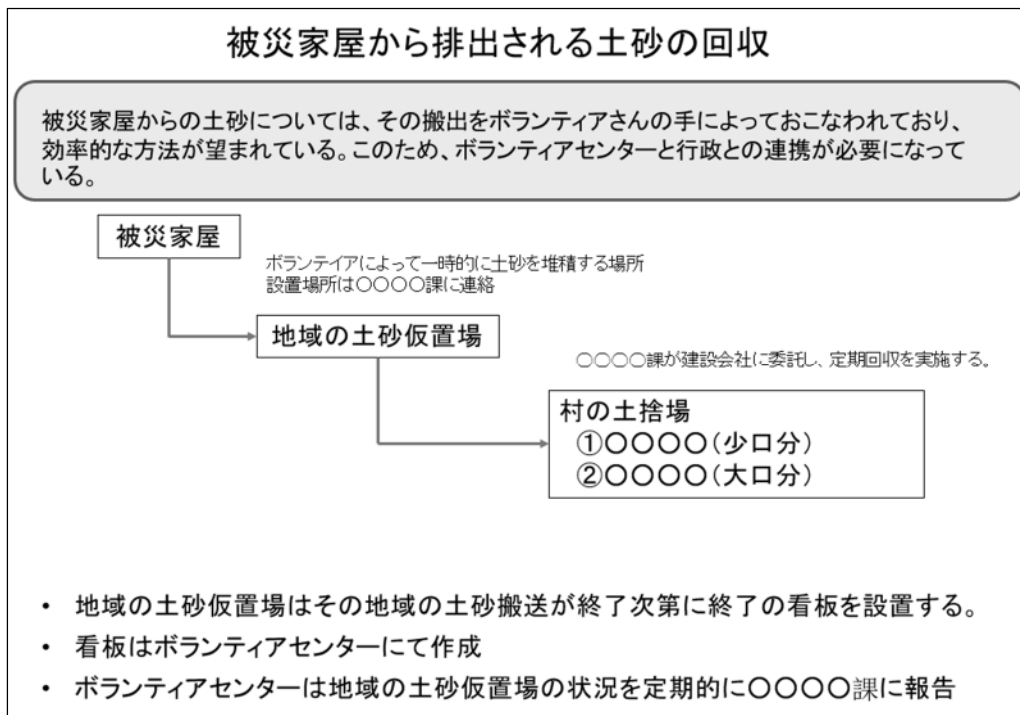
分別し、リサイクルすれば災害ごみも資源になります。
狭い日本で埋立地も大切な資源。リサイクルで資源の復興を応援しましょう！

毎日の奮闘！ありがとう

整理して置いてね！

木くず かわら ブロック

⑤被災家屋から排出される土砂の回収



3) 解体業者向け

①解体時の生ごみ対策

解体業者の皆さんへ 解体時の生ごみ対策

① 冷蔵庫の中のごみは必ず出してください

冷蔵庫の中には震災以前に残っていた食品が腐敗して入ったままになっている可能性があります。このまま、仮置場に排出してしまうと、悪臭・害虫発生の原因になるため、仮置場に持ち込むことができません。

② 解体家屋のごみ箱の中身は必ず出してください

解体家屋のごみ箱の中には震災以前に残っていたごみが腐敗して入ったままになっている可能性があります。このまま、仮置場に排出してしまうと、悪臭・害虫発生の原因になるため、仮置場に持ち込むことができません。

冷蔵庫生ごみ、ごみ箱の燃えるごみの出し方 生ごみを出すことのできるごみステーション

○冷蔵庫から取り出した生ごみは「燃えるごみ」の袋に入れてください

↓

○ごみ袋を指定された「ごみステーション」に出してください

↓

○役場に、ごみ袋を置いた「ごみステーション」の番号を電話連絡してください。

具体的な場所の指示を記入してください

〇〇町役場 環境衛生課:電話番号等

4) その他

①通常ごみの回収案内

ごみの回収について

通常のごみ収集を行っています。
生ごみは、指定の袋に入れて、通常の曜日に、ごみステーションに出してください。

缶類、びん類、古紙類、ペットボトルは、
○月○日まで収集を停止します。
くさりやすいごみの収集を優先するため、これらの資源物を出さないよう、ご協力お願いします。

【問合せ先】 ○○町 生活環境課 環境衛生係 電話○○-○○○○

②災害ごみの持ち込み先の案内

家庭から出る災害ごみの 持ち込みについて

【主な搬入先のごみ処理施設】

●●クリーンセンター ○○町○○○
●●清掃センター ○○町○○○

【受入時間】

平日 8:45～16:30
土曜日 8:45～14:00
日曜日 8:45～14:00

【問合せ先】 ○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

③避難所ごみの処理

避難所ごみの処理について

〇〇市〇〇避難所

各避難所ごとにアレンジをしてください。

1 ごみの分別方法について

- ごみは1Fの玄関横に、通常時と同様「燃えるごみ」「プラスチック製容器包装」「缶・ビン・ペットボトル」に分けて排出してください。

2 集積場と収集について

- 集積場所は外のガレージわきに置かれているコンテナ内で、「燃えるごみ」は(○曜日、○曜日)に収集車両が構内に入ってきますので注意してください。
- 「プラスチック製容器包装」「缶・ビン・ペットボトル」は当面、収集はしませんが、コンテナ内で保管をお願いします。

3 特に注意が必要なごみについて

- 携帯トイレは、トイレ横に設置している段ボール箱に臭気や感染予防を考えて、ビニール袋に二重にして入れてください。
- 感染性廃棄物(注射針、血のついたガーゼ等)は、〇〇係に声掛けをしていただき、別途設置している密閉式のプラスチックケースの中に入れてください。



④広報車原稿、防災行政無線放送依頼書

広報車原稿	防災行政無線放送依頼書
●●町からのお知らせです。 災害で出たごみは、●●の仮置場へ持ち込みをお願いします。 仮置場では、決められた場所に分別をしておいてください。 ご協力をよろしくお願いします。 ●●町からのお知らせです。 災害で出たごみは、道路通行の支障にならないよう家の前に出してください。なお、ガレージ・庭など敷地内に出される場合は、「災害ごみ」「回収してください」等の表示をお願いします。 仮置場には、市の委託・許可業者等が仮置場まで運びます。 ご協力をよろしくお願いします。	●●町からのお知らせです。 災害で出たごみは、●●の仮置場へ持ち込みをお願いします。 仮置場では、決められた場所に分別をしておいてください。 ご協力をよろしくお願いします。 ●●町からのお知らせです。 災害で出たごみは、道路通行の支障にならないよう家の前に出してください。なお、ガレージ・庭など敷地内に出される場合は、「災害ごみ」「回収してください」等の表示をお願いします。 仮置場には、市の委託・許可業者等が仮置場まで運びます。 ご協力をよろしくお願いします。

⑤公費解体に関する配布案内

※〇〇市に解体・撤去を依頼される方用

被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内（事例）

●●市
年 月

本制度は、〇〇災害によって甚大な被害を受けた被災家屋等について所有者の依頼に基づき、本市が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。

※このチラシは、〇〇市に解体を依頼される方に向けた内容となっています。既に解体が終わっている方には、別のチラシを用意しています。

1 解体・撤去の対象

■倒壊のおそれがある個人の家屋等、中小企業者の事業所等
「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等（これに準じる公益法人等を含む。）が所有する事業所や賃貸マンション等です。

※その他の詳細は、「5 Q&A」（4ページ目）をご覧ください。

※〇〇年〇〇月〇〇日時点での家屋等の所有者が本制度の対象となります。

■次のいずれかに該当する家屋等は、基礎部分（杭基礎は除く）も解体・撤去します。ただし、地下室がある場合を除きます。

- ・3階建までの戸建住宅
- ・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

2 受付窓口・時間帯

■受付窓口：
■受付期間： ※期間は、予定
■受付時間：
※予約券に記載の日時をご確認ください。

問合せ	「〇〇窓口」
	電話番号 期間 時間

3 受付に必要な書類等（り災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。）

■【個人・中小企業者・公益法人等共通】※必須

必要な書類等	備考
依頼書（様式1又は様式2）	様式1（個人、個人事業者用）、様式2（法人用）
来られる方の印 ・本人が来庁する場合 →実印と印鑑登録証明書 ・代理人が来庁する場合→認印可	・法人の場合は、代表者印 ※法人で代表者印の持ち出しが不可の場合は、代理人（代表者が来庁した場合を含む）の認印で可
来られる方の身分証明書【原本】	・写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は、1種類 ・写真が付いていない健康保険証などは、2種類コピーをとってお返しします。
被災家屋等の「り災証明書」【原本】	コピーをとってお返しします。 【問合せ】〇〇課等
被災家屋等の写真（現像したもの） 【カラーコピー可】	被災家屋等の全景写真（解体する被災家屋等が特定できるもの） ※その他、危険な状況がわかる写真
被災家屋等の「登記事項（家屋）全部事項証明書」【原本】	発行日から〇ヶ月以内のもの 【申込み先】 「登記事項（家屋）全部事項証明書」 →〇〇局（TEL ）
※未登記の場合は、「固定資産証明書」【原本】	「固定資産証明書」 →〇〇課
（※どちらも、〇〇年〇〇月〇〇日以降に発行されたもの）	

■代理人の方が手続を行う場合にご用意いただく書類

依頼者の委任状（様式3）【原本】	委任状は、所定のもの（様式3）
依頼者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から〇ヶ月以内のもの 【申込み先】 ※〇〇市に登録している場合 ・個人の方→〇〇課 ・法人の方→〇〇課 (TEL)

■共有者（相続手続き中を含む）がいる場合にご用意いただく書類

解体・撤去同意書（様式4）【原本】	共有者全員の分
共有者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から〇ヶ月以内のもの 【申込み先】

■賃貸のアパート・マンションの場合にご用意いただく書類

解体・撤去同意書（様式5）【原本】	賃借人全員の分
-------------------	---------

■分譲マンションの場合にご用意いただく書類

マンション建替決議の議決書【原本】	コピーをとってお返しします ※マンション建物取壊し決議の議決書【原本】等でも可能
-------------------	---

■【法人格を持つ中小企業者・公益法人等】※必須

商業・法人登記簿謄本【原本】	発行日から〇ヶ月以内のもの 【申込み先】 〇〇課（TEL ）
----------------	--------------------------------------

※個別の状況により必要書類を追加していただく場合があります。〇〇課にて、ご確認ください。

例1）被災家屋等が未登記で非課税物件の場合
→被災家屋等の面積、構造等が確認できるもの財産目録等【写し可】

例2）登記上の所有者が死亡されている場合
→所有者の死亡と相続人全員の被相続人との続柄等関係や氏名がわかる戸籍等

4 受付から解体・撤去までの流れ

① 「3 受付に必要な書類等」（2ページ目）をご覧のうえ、必要書類をそろえてください。

↓

②受付 〇〇課
電話番号：●●● ※予約券に記載の日時をご確認ください。

↓

③事前立会（工事着手）
所有者の方と一緒に家屋等の現状を確認のうえ、対象範囲や工事日程等の打合せをします。
※このときまでにライフライン切断などの手配をお願いします。

↓

④解体・撤去工事

↓

⑤完了立会（工事完了）
所有者の方と一緒に現地で工事の完了を確認いたします。
後日、〇〇市から「解体・撤去完了通知書」を郵送いたします。

5 Q & A

問1 被災家屋の解体撤去の費用は、所有者の負担になるのか？
答1 市が負担します。ただし、解体・撤去の支障となる電気・ガス・水道をはじめとするライフライン切断などの手配をお願いします。

問2 家屋と一緒に敷地内にある物置やブロック塀も解体撤去してもらえるのか？
答2 申出があれば、損壊の程度を考慮し、被災家屋に付随する物置や損壊しているブロック塀等も解体撤去します。ただし、ブロック塀の基礎は、残します。

問3 被災家屋の一部だけを撤去してもらえるのか？
答3 市で行うのは、被災家屋全体の解体撤去のみとなります。また、増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっている場合に、そのうちの一部だけを解体撤去することはできません。

問4 家屋に損壊はないが、ブロック塀が倒壊する恐れがある場合、解体撤去してもらえるのか？
答4 家屋に損壊がなく（り災証明で、一部損壊も含む）、ブロック塀だけが倒壊のおそれがある場合については、ブロック塀単体の解体撤去はできません。

問5 庭木・庭石や土間コンクリートは、撤去してもらえるのか？
答5 庭木・庭石は、原則撤去しません。土間コンクリートは、家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き解体撤去しません。

問6 〇〇年〇〇月〇〇日に引越すので、〇〇月〇〇日から解体してほしい。
答6 引越し時期を考慮し解体の着手時期を決めますが、依頼者による着工日の指定は受けられません。 ※解体前までに転居をお願いします。

問7 り災証明書が発行されない家屋等であるが、解体撤去してもらえるのか？
答7 倒壊の危険があり、二次災害を引き起こす可能性がある家屋等については、申請をしていただいた後、対応を検討します。

問8 解体する前に荷物等を搬出する必要があるのか？
答8 大型ごみ（家具、家電製品等）については、解体する家屋と一緒に撤去しますので、搬出する必要はありません。ただし、貴重品など必要な物については事前に搬出をお願いします。
※事業所のごみについては、〇〇課に電話してご確認ください。

問9 受付開始日以降に、解体業者等と契約した場合も制度の対象となるのか？
答9 受付開始日以降に、直接業者と解体契約等を行った方については、本制度の対象となりませんので、ご注意ください。

被災した家屋等の解体・撤去までの流れ（事例）

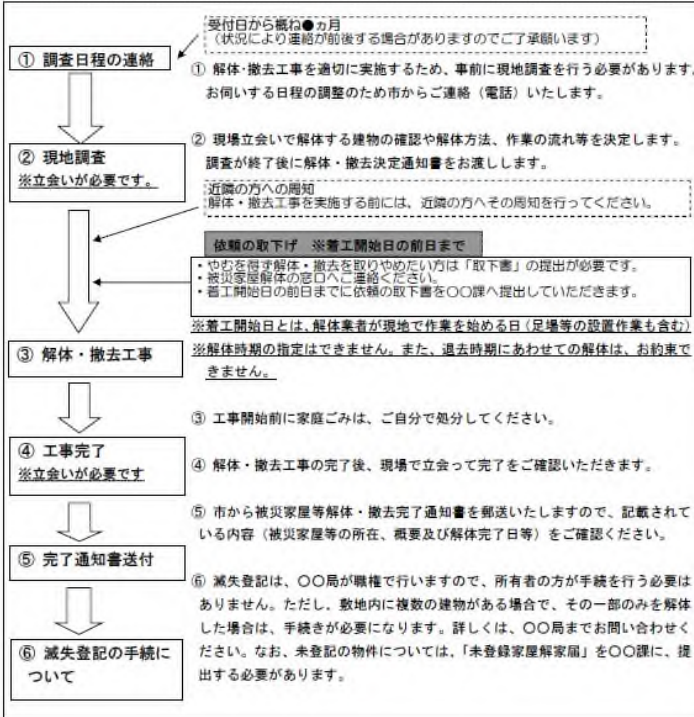
配管・配線の取り外し工事はお済みですか？

解体・撤去工事の支障となりますので、ガス・水道・電気・電話・ケーブルTV・インターネット回線・有線放送等の取り外しを各事業者に依頼してください。（都市ガス、水道については、裏面参照）なお、取り外し作業に費用が生ずる場合は、依頼者の負担となります。

※市あるいは市が委託する解体業者は、それらの取り外し等は行いませんのでご注意ください。

お引越しの予定はお済みですか？

立会の時は、原則として、お引越しが終わっていることが必要です。お引越しの日程が未定の方は、早急に決定願います。（退去予定月を書かれた方は、その月までに確実に引っ越しをお願いします。）

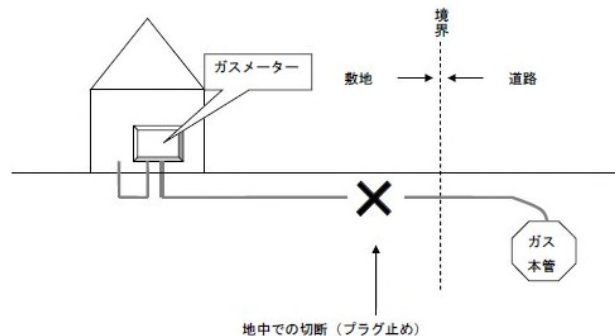


【電気】

電気メーター及び引込線の撤去が必要となります。電気事業者に「電気メーター及び引込線の撤去」を依頼してください。

【都市ガス等】

敷地と道路との境でのガス管を切断する必要があります。ガス事業者に「宅内境界線付近で地中での切断（プラグ止め）」を依頼してください。（下図参照）



【水道】

・ 原則、メーターの撤去が必要になりますので、下記の連絡先にお問い合わせください。

〇〇課

受付時間・・・ 電話

※上記以外の時間及び土日祝日 電話

問い合わせ：

2. 現地支援の留意事項

1) 安全・健康管理の留意事項

表 現地派遣チームの安全・健康管理

区分	安全・健康管理の留意事項	確認欄
チーム全体	・ヘルメット、安全靴、防寒具などの装備の確保	
	・水分・塩分の補給	
	・常備薬の持参	
現地統括の役割	・現地市町の災害対策本部等から病院、警察、消防等の連絡先情報の確保指示	
	・現地市町における地方環境事務所、県の作業スペース確保の交渉（災害廃棄物担当部署の作業スペース等に隣接）	
	・現地派遣チームの休憩場所、資材の確保指示	
	・メンバーの体調管理	
	・交代要員の確保（地方環境事務所、県の本部との調整）	

2) 現地携帯品

※現地対策の実績をもとに追加

※県は、基本的に県内の支援であり、平時の勤務場所から比較的近く、土地勘があることを考慮したリスト検討が必要

表 現地携帯品リスト（例）

区分	品目	確認欄	備考
職員別	防災服（上下）		
	ヘルメット		
	安全靴		
	軍手・防塵マスク		
	腕章・ビブス		
	携帯電話（スマートフォン） ※充電器（バッテリー）		
	作業用 PC		
	筆記用具		
	名刺		
チーム	ポータブル WiFi		
	デジタルカメラ		
	プリンター		

注．常備薬、着替えなど、個人で準備するものを除く

3) 情報共有

(1) 現地派遣于一日 日報 (例)

災害名	〇〇年豪雨災害
報告書作成日	〇〇年〇月〇日（△）
報告書作成者	〇〇 〇〇

支援先自治体	〇〇市
現地派遣チームメンバー	環境省（本省）： 環境省（地方環境事務所）： D.Waste-Net： 自治体（支援）： その他：
【現状・課題・対応事項等】 ・ ・	
【写真】	
【特記事項等】	

(2) 現地支援の記録フォーマット（例）

現地支援チーム情報共有シート

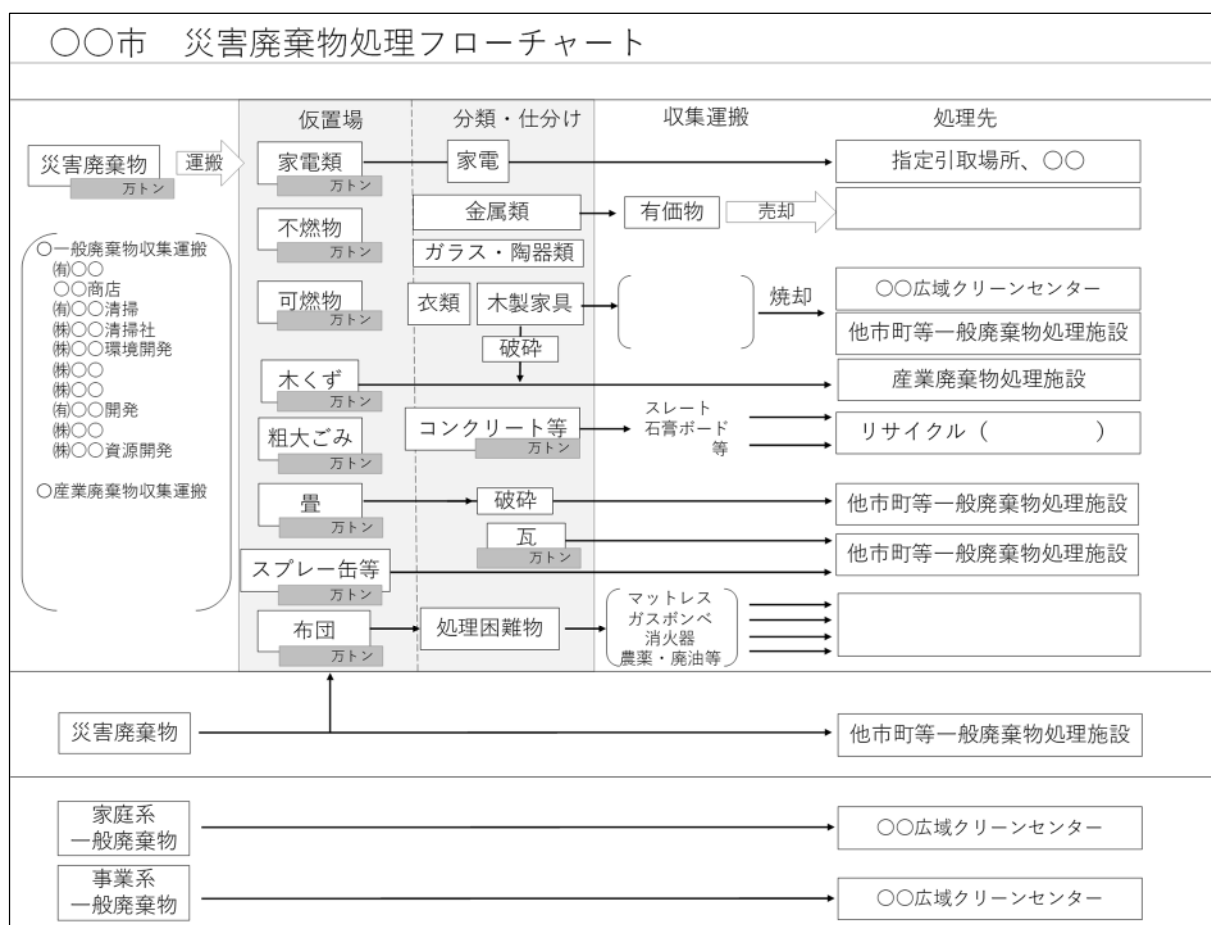
報告者: (携帯:090-●●-●●●)

令和 年 月 日 時点

自治体		
担当部署名		
市役所所在地/連絡先		TEL
出張所名称所在地/連絡先		TEL
		TEL
担当者役職/氏名/連絡先		役職 課長 氏名 TEL
		役職 課長補佐 氏名 TEL
		役職 課長補佐 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
被災地の状況	被災状況の全体像	台風19号により、利根川の水が堤防を越えて住宅ほかに浸水した
	道路交通状況	現在は、復旧。
	電気・ガス・水道	現在は、復旧。
	自動車燃料供給状況	現在は、復旧。
都道府県の対応		☐ 停電施設対策の助言 ☐ 県と産廃協会の協定発動の助言 ☐ 周辺市町村の処理施設の案内
被災市町村の体制	災害廃棄物処理計画(有・無・内容)	
	災害廃棄物処理に対する理解	
	人員体制(何名でやっているか)	
	一般廃棄物の処理体制	
	近隣市町村、産廃協会との協定(協定の内容を確認)	
	支援の必要性(自治体だけでやれるかどうか)	
	自衛隊・消防・警察等他省庁との連絡体制	
	住民広報(仮置き場の設置に関して)	☒ ひな形 (ppt) が県から送付されているか 市のホームページに掲載、罹災証明の適用者にはチラシにて補足する。
廃棄物処理及びし尿処理	通常の生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬(通常通り生活ごみを収集しているか)	
	一般廃棄物処理施設の稼働状況	
	し尿処理施設の稼働状況	
災害廃棄物の発生状況(町中を)	片付けごみの排出状況	
	集積所の排出状況	
	集積所のうち勝手仮置場の発生状況	
	一次仮置場の開設・運用状況	
	石綿含有廃棄物等の発生状況及びアスベスト対策の実施状況	
	ボランティア・社協等との調整状況	
【特記事項】		

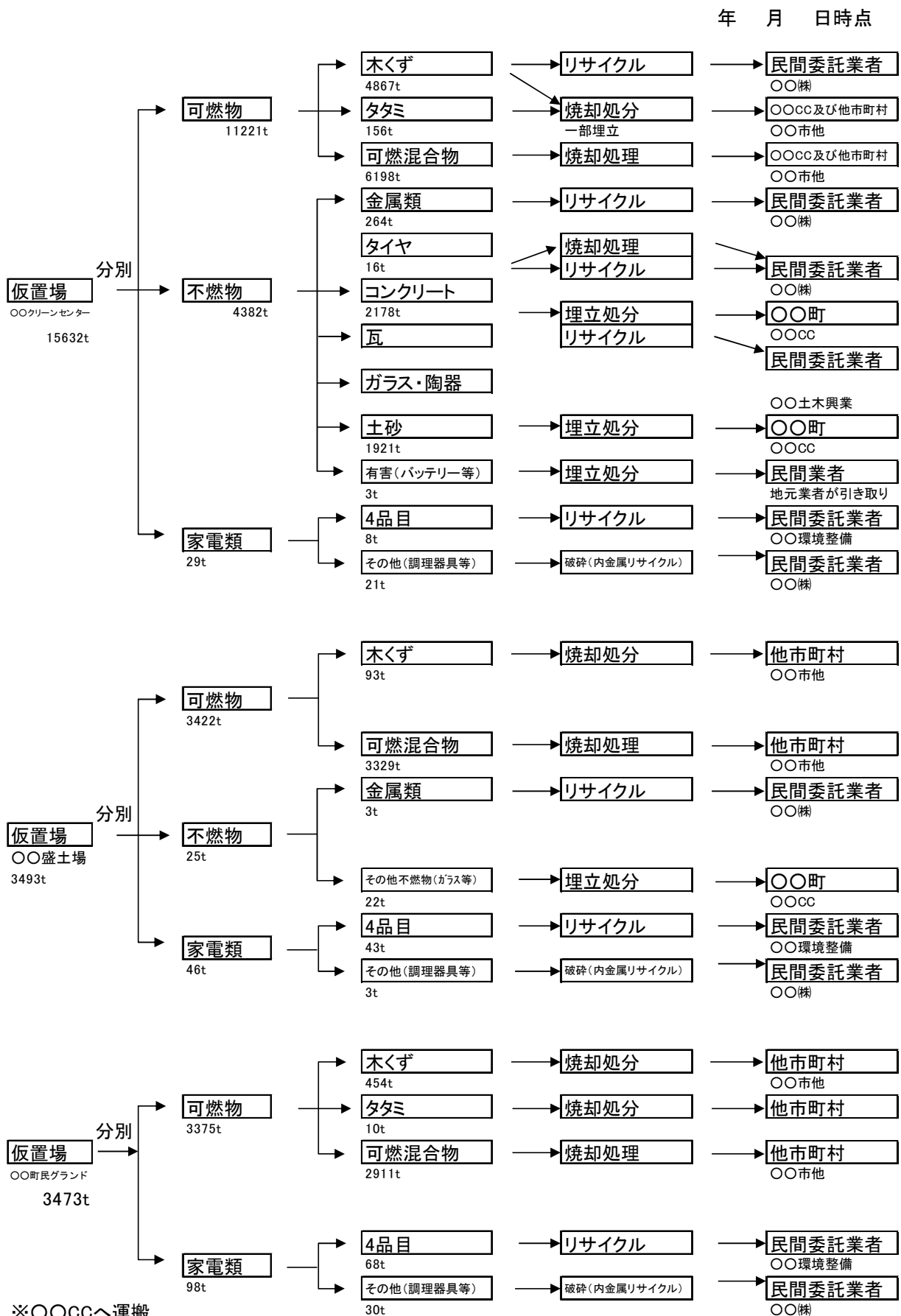
(3) 現地支援の情報共有事項(例)

①災害廃棄物処理フローチャート

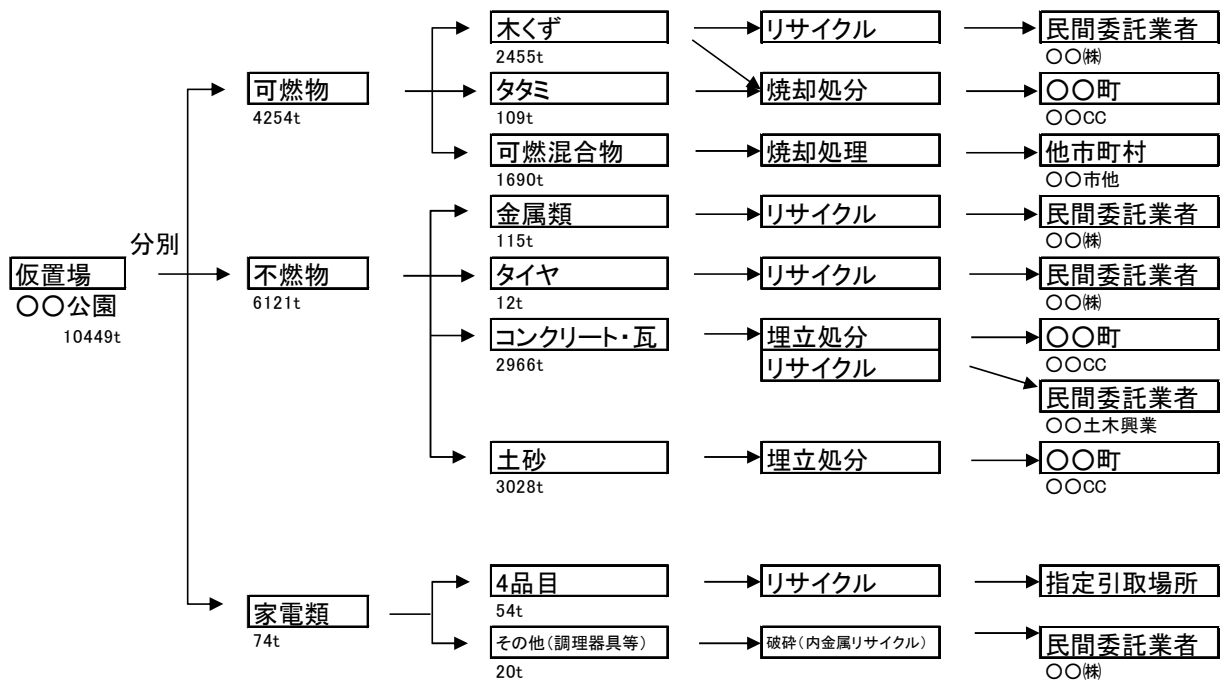


②災害廃棄物処理フロー

災害名: _____ ○○○○市町村 災害廃棄物処理フロー図



※○○CCへ運搬



全体計画(詳細別紙)

仮置場	ごみ回収量	区分	品目	処分先	処理必要日数
〇〇クリーンセンター 〇〇町民グラウンド 〇〇盛土場 〇〇公園	33,047t	可燃ごみ 22,272t	木くず	〇〇美化センター外	180日
			タタミ		
			その他		
		不燃ごみ 10,528t	金属類	〇〇(株)	120日
			タイヤ		120日
			有害		120日
		家電類 247t	テレビ 冷蔵庫 エアコン 洗濯機 2088台 173t	指定引取場所	120日
			その他家電 74t	〇〇(株)	

③仮置場における家電の取り扱い（留意事項）

災害廃棄物仮置場における 家電4品目の処理について

- ・ 仮置場においては、廃家電の保管にはスペースを要することから早急に搬出して仮置場容量を確保することが望ましい。
- ・ 災害により発生した廃家電4品目（家電リサイクル法対象品目）の処理に係る手続き等については別添の環境省からの事務連絡をご参照ください。
- ・ 廃家電の引き取り先確保についてお困りの際は●●市町村○○課（TEL:●●●）にご相談ください。
- ・ 一方で引き取られるまでの間、廃家電は比較的悪臭の発生等も少ないことから、別途、駐車場等に専用で保管するなどして、仮置場にその分の容量を空けることができる可能性があります。各市町村で検討いただけますと幸いです。
- ・ 廃家電を保管する際には、品目ごとに保管を行うなどの工夫によって、さらに引き取りが早急に進みます。
- ・ なお、冷蔵庫や冷凍庫の内部に生鮮食品などの生ごみが残っている場合は、腐敗による悪臭防止のために取り除いてください。

（3）仮置場管理

①仮置場運営・管理における留意点

（案）

令和元年 11 月●日
福島県生活環境部一般廃棄物課
（事務連絡）

仮置場の運営管理における留意点

各市町で設置されている仮置場において、災害廃棄物が多量に搬入される中、安全・運営管理面で不適正な事例が見受けられることから、下記のとおり留意事項をとりまとめたので参考にしてください。

1 安全面

- （1）搬入者への安全面の確認
 - ・ 搬入者には重機作業から離れた場所での荷下ろしをしていただくこと
 - ・ 荷下ろし場所が確保できない場合は、搬入時には重機を停止、管理者による安全性確保、ヘルメット貸与などの配慮を行うこと
- （2）危険物・有害物に対する注意点
 - ・ 石油ストーブは必ず灯油をポリタンクに抜き取ること。ストーブによっては電池が入っている場合もあるため、電池も抜き取ること
 - ・ 危険物（灯油・有機溶剤）は、可燃物・量等に近接した場所に置かず、離れた場所で管理し、火事爆発等が起こらないよう注意すること（カセットボンベも分けて冷暗所保管が良い。）
 - ・ 灯油は、ガソリンスタンド等に引き取り、管理していただくよう依頼することが望ましい

2 仮置場の運営面

- （1）搬入車両のチェック・記録
 - ・ 搬入時刻、搬入者、車番、搬入品目、最大積載量、搬入量（㎡）をチェックし、搬入管理を行い、便乗ごみや不適正物の持ち込みを防止する
 - ・ 搬入車両ごとに写真を撮り記録と合わせておくこと
- （2）分別の徹底
 - ・ 処理先を考えた分別が重要。金属類やコンクリートが混ざり合えば分別しておくとは価値として搬出可能。可燃性混合物を搬出する際には不燃物の除去や大きさの調整が必要となる。
 - ・ 家電は山積みせず、1台ずつ並べてリサイクル可能な状態で管理すること。（仮置場の逼迫状況によっては、仮置場以外の整理しやすい場所に保管管理を検討することが望ましい）

3 仮置場の管理面

- （1）昼間における仮置場管理
 - ・ 搬入管理、場内管理、分別案内、荷下ろし補助などの人員が必須
- （2）夜間における仮置場管理
 - ・ 夜間の便乗ごみ、不法投棄の防止、二次災害防止のために監視員の配置
 - ・ 仮置場の施設、重機等による入口閉鎖、看板設置などの対策を実施

災害廃棄物仮置場での火災防止のための留意事項

- 仮置場では、火災リスクが生じるため危険物の受け入れを行わないことが望ましい。
- 混入してしまった危険物は以下の事項に留意して仮置場管理をお願いいたします。

- ◆ 爆発、発火の危険のあるカセットボンベやスプレー缶は可燃物から取り除き、可能な限り直射日光が当たらず周辺に燃えやすいものがない場所で保管してください。
- ◆ 発火しやすい危険物（シンナー等の溶剤、ペンキ類等）については燃えやすいものから離して保管してください。
- ◆ 灯油ストーブからは灯油タンクを取り外してください。灯油ポリタンクに移したのち、ガソリンスタンド等に持ち込むと引き取ってもらえる可能性があります。
- ◆ 電子機器、家電のバッテリーやリチウムイオン電池は可能な限り取り除いてください。
- ◆ 取り除いたリチウムイオン電池、バッテリーは個々の電極をビニールテープ等で包んでください。
（電極を保護せずに集約すると、電極同士の接触によりかえって発火の危険があります。）
- ◆ 木くずは密度が高まると自然発火の恐れがあるため、積み上げる高さは5m以下としてください。
- ◆ 畳も同様に自然発火の恐れがあるため、積み上げは1m程度までとしてください。



○ 所長 ● 課

平成28年5月15日
D-Waste-net

仮置場に排出された危険・有害物質の処理について（その1）

1 蛍光灯・電池等

熊本県においては、水銀が含まれる蛍光灯・電池等について「水銀フリー」の取組が進められ、各市町村において拠点回収等のリサイクルが行われているため、一次仮置場に搬入されたものについては以下の対策をとることが望ましい。

- (1) 通常ルートで処理
 - ▶ 仮置場では、受入れず、通常の拠点回収で処理を行う。
 - ▶ 仮置場で保管されているものは、安全上、速やかに通常の拠点回収ルートで安全に処理を行う。
- (2) 災害補助の考え方
 - ▶ 通年での回収量より増加した量を災害により発生したものとみなし、計上できる。

2 石油ストーブの灯油

仮置場に搬入されている石油ストーブは他のものと分離し、必ず石油カセットを取り出し、灯油ポリタンクに入れて保管し、一定量になれば、石油メーカー（事業所）に相談し引き取っていただくことを勧める。

なお、現在、他の家電類や金属くずとして堆積されている場合は、出来るだけ、堆積物の中から排除し安全確保に努めること。

3 石膏ボード・スレート

- ▶ 仮置場に持って来られる石膏ボードは雨に濡れると有害ガスが発生し、周辺環境への影響があるため、作業が終了すれば必ずブルーシートで被うこと。また、飛散防止を行い作業はマスク着用のこと
- ▶ 仮置場に持って来られたスレートは石綿を含む可能性があるため、飛散防止を行い、作業はマスク着用のこと。また、周辺環境への影響があるため、作業が終了すれば必ずブルーシートで被うこと。
- ▶ 搬入物を降ろす際には破損させないよう搬入者に注意すること。

4 カセットボンベ

カセットボンベについては、パッカー車での事故が増加していると、マスコミでも報じられているが、仮置場においてもその排出が認められる。

- ▶ 仮置場では、受入れをせず、各市町村の通常の排出方法を運用する。
- ▶ 仮置場に搬入されたものは、むやみに穴を開けず、室内保管等、直射日光の当たる場所で保管せず、安全面からメーカーに相談し引き取りを検討していただく。
- ▶ カセットコンロの持ち込み時には、カセットボンベの有無を確認し、取り外し保管すること。

仮置場の管理を担当されている皆様へ

仮置場での生ごみの受入れについて

仮置場に持ち込まれたごみを分別・管理するには以下の事項に注意して作業を行ってください。

- ・生ごみの受け入れは行わないでください。
- ・生ごみを持ち込まれた方には持ち帰っていただき、通常時のごみの出し方に従って出してもらうよう指導してください。
- ・仮置場に保管されている冷蔵庫や冷凍庫の中に残っている野菜、冷凍食品、調味料などの生ごみ等はすべて取り出してください。
- ・取り出したごみは一般廃棄物事業者に回収してもらってください。

【●●市からのお知らせ】

②仮置場設置・運営・管理チェックシート

●●市町村 仮置場の設置・運営・管理に関する状況確認票
仮置場名：

確 認 日	月 日 時	確 認 者	確 認	その他気づいたこと
1 全体的な点				
1 面積の状況	余裕があるか否か。	m ²	余裕(あり・なし)	
2 フェンスの有無		有 無		
3 動線の状況	入口・出口を別途確保(一方通行)	有 無		
	搬入経路の確保(二車線等)	有 無		
	渋滞の発生の有無	有 無		
4 足場の状況と対策 (ぬかるみの有無等)	置き場や車両道路の状況 例: 砂利、鉄板敷設、舗装等	置き場 車両道路	有 無 有 無	
	5 受入日・時間	月/火/水/木/金/土/日/祝日 (●●時～●●時)		
6 関係機関との連絡体制	消防・警察等の連絡網	有 無		
7 夜間の警備体制	施錠・警備員の配置	施錠: 有 無 警備: 有 無		
2 案内の状況				
1 案内板の設置		有 無		
2 各置場での看板の設置	確認のしやすさ	有 無		
3 人員の配置	搬入車両チェック	有 無		
	分別配置案内	チラシを配布すると理想的	有 無	
	各置場荷降援助	有 無		
	場内動線案内	有 無		
3 分別の状況				
1 危険物の分別の徹底	・搬入禁止物として検討 ・入口で配置の案内の際に、その有無を聞くとともに確認し、その場で回収するなど ・可燃系から離して徹底管理し、早期に搬出処理する必要	消火器	有 無	
		灯油類	有 無	
		ガスボンベ	有 無	
		有機溶剤	有 無	
		トランス等PCB含有機器類	有 無	
		バッテリー	有 無	
		蛍光管	有 無	
		農業	有 無	
2 可燃混合	小物は家庭ごみに混入させ、仮置場には持ち込ませない	有 無		
3 柱材・角材	リサイクル可能	有 無		
4 家具等	ガラス類は割って別途バツカン内チップ材としてリサイクル	有 無		
5 コンガラ	リサイクル可能	有 無		
6 金属系混合	リサイクル可能	有 無		
7 家電4品目	リサイクル可能(破損不可)	有 無		
8 他家電	リサイクル不可	有 無		
9 畳類	処理困難	有 無		
10 布団・敷物類	処理困難	有 無		
11 マットレス	処理困難	有 無		
12 瓦	破砕し埋立処分	有 無		
13 石膏ボード	処理困難	有 無		
14 スレート	処理困難	有 無		
15 プラ製品	破砕し焼却処理	有 無		
16 ガラス・陶器		有 無		
17 その他()	破砕し埋立処分	有 無		

4 廃棄物の状況					
1	粉塵の発生	環境モニタリング調査の必要性	有	無	
2	悪臭・害虫が発生	悪臭の発生	有	無	
		害虫の発生	有	無	
3	積上げ高さの確認	2m以内が望ましいが、将来的に搬出の目途があるのであれば5mまで良しとする。	有	無	
4	温度管理	温度計、ガス抜き管、消火器の設置等	有	無	
5	分別したごみの重なり	ごみが重なっている場合は、別途場所を確保すること。	有	無	
5 安全確保の状況					
1	重機の作業範囲に搬入者を近づけないよう安全確保	搬入者が作業している時には作業を一旦中止するなど安全を確保すること。）	有	無	
2	作業員及び分別の案内者等の健康保護	ヘルメット	有	無	
		ゴーグル(ガラス、陶器類を扱う作業員は着用)	有	無	
		防塵マスク	有	無	
		ゴム手袋(ガラス、陶器類は要注意)、軍手	有	無	
		安全靴	有	無	
		長袖	有	無	
3	作業員の事故、怪我等の有無		有	無	
6 搬入車両の状況					
1	飛散防止の対策	シート等で、廃棄物飛散防止の対応が取られているか。	有	無	
2	便乗ごみ対策	ナンバーの確認や搬入許可証の確認体制	有	無	
7 周辺環境					
1	周辺民家の状況	周辺環境への影響(騒音対策等)	有	無	●●m範囲に●●軒
2	周辺住民等の苦情の有無	市町村への窓口を確認	有	無	
3	周辺の地形	低地ではないか。梅雨時に雨水が溜まらないか。			
4	河川の有無	増水等で、仮置場に影響しないか。			
5	河川の状況	色、臭い等に変化はないか。			
8 仮置場の運営					
1	現場の被災自治体職員			名	
2	現場の業者人数	業者名		名	
3	他自治体等の支援者数	自治体名		名	
4	重機・機材類の状況	重機	バックホウ		台
			ショベルローダー		台
			ブルドーザー		台
			フォークリフト		台
			その他()		台
		機材	プレハブ	有	無
仮設トイレ	有		無		
バッカン			台		
その他()					
5	搬入台数	搬入台数等の確認を行っている場合は集計結果を入手	有	無	
6	搬出台数	搬出台数等の確認を行っている場合は集計結果を入手	有	無	
7	計量機の設置状況		有	無	

③仮置場入場確認票

仮置場入場確認票 (●●●仮置場)	
車番:	←受付担当者記入
住所:	←地番まで記入
氏名:	
↓ 了承したらチェックをしてください。了承できない場合は仮置できません。 ☐ 本日運んできた「物」は地震の影響を受けて破損し、やむなく捨てるものです。 ☐ 場内の係員の指示に従います。 ☐ 持ち込める「物」は以下の品目であることを確認し、袋に入る大きさの物(ワレモノを除く)など、この仮置場に置けない物については、持ち帰ります。 ・解体木・倒壊した家屋などの壁・内装,ボード,スレート・木製棚類・ソファ・木製イス類 ・鉄、金物類・ワレモノ(ガラス・磁器)・瓦、植木鉢など・ガレキ、ブロック、セメント瓦など ・一般家電・特定家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)・プラスチック製品 ・太陽熱温水器(天日)など ※ワレモノを除き粗大ごみである。 ※ここは仮置場です。この後、適切に運搬処分するため、分別のご協力をお願いします。 ※今まで使ってきた物に感謝しましょう。	

●●●●市町●●災害廃棄物搬入車両受付簿

[illegible]

市町村における仮置場の設置状況

令和元年11月19日 19:00現在

3. 締結協定一覧

1) 近畿ブロックの地方公共団体等による主な協定

相互応援協定名称	協定を構成する地方公共団体等
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会（47 都道府県）
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合
災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局企画部長、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県県土整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県県土整備部長
中部 9 県 1 市災害応援に関する協定	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合と九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)
関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合、中国地方知事会
関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合、四国知事会
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合、九州地方知事会
中核市災害相互応援協定	中核市各市
21 大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市

出典：「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画〔第3版〕」（令和4年3月）

2) 滋賀県

協定名称	締結先	締結年月日	備考
災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書	滋賀県環境整備事業協同組合	令和3年1月18日	資料編 P6
災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書	湖北清掃事業協同組合	令和3年1月18日	資料編 P8
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会 (旧:一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会)	平成25年 8月27日	資料編 P10

注. 備考欄…滋賀県災害廃棄物処理計画 資料編の頁番号

出典:「滋賀県災害廃棄物処理計画 資料編」(平成30年3月、滋賀県)

4. 市町支援マニュアルチェック表

市町支援マニュアルチェック表（その1）

支援 市町名		対応所属名	
		対応者名	
確認日	月 日 時	確認者所属	
		確認者名	

（1）体制確立・情報収集段階〔第1段階〕

確認	確認事項	備考
1) 市町からの報告および地方環境事務所ー県間の連携調整		
	市町から県への被害状況等の報告を確認	
2) 被災状況の把握		
	自治体内の被害状況の把握具合を確認	
	災害対策本部、防災部局など他の関連部局からの状況把握が出来ているか確認	
	道路交通状況の把握具合の確認	
	ライフラインの被害状況の把握具合の確認	
	自動車燃料供給状況の把握具合の確認	
3) 被災市町の体制の確認		
	災害廃棄物処理計画の策定有無。計画内容を被災市町が組織として把握有無	
	被災市町の動きが災害廃棄物処理計画（地域防災計画）に基づくものか確認	
	災害廃棄物処理事業の実務経験の有無	
	災害廃棄物処理補助事業のスキームやフロー等の理解の有無（補助対象の把握の有無）	
	災害廃棄物処理に必要な財政措置の見通しの検討有無。財政部局等との調整開始有無	
	過去2～3年間に災害廃棄物補助金申請の実施有無	
	過去の災害経験で、清掃センター等廃棄物処理施設以外に仮置場を設置した実績有無	
	災害廃棄物処理について専従の人員の確保有無	
	災害廃棄物処理事業を担う部署の確立有無	
	自治体幹部が災害廃棄物処理の重要性を認識し、災害廃棄物に特化した体制が組まれているか。もしくは組もうとしているか	
	部課長クラスの管理職と、現場に出ている補佐・主幹・担当クラスとの意思疎通の有無（幹部による現場の実情把握の有無）	
	他部局や環境分野からの職員（経験者含む）	

確認	確 認 事 項	備 考
	の有無	
	被災市町が必要な指示を出せる体制にあるか	
	被災市町による収集運搬・処分に関する情報の把握有無	
	被災市町による委託事業者や許可事業者の被災状況の把握有無	
	被災自治体による協定内容の理解の有無	
	被災自治体による協定先との連絡体制の有無	
	県の協定利用の場合、県との十分な意思疎通の有無	
	必要な資機材のリストアップ状況の確認	
	保有状況や災害時の調達方法等の確認	
	被災自治体による支援の必要性の理解・判断の有無	
	近隣市町、県や国に自ら支援を要請する意向の有無	
	具体的な支援内容（収集運搬・仮置場運営管理・事務等）を調整できる体制の有無	
	支援を受ける際の準備（宿泊所、駐車場、洗車方法等）を整える体制構築の有無	
	被災自治体に設置されている災害対策本部に廃棄物部局の管理職が出席し、現状を正しく報告しているか（他部局に窮状が伝わっているか）。必要に応じて災害対策本部に出席し、発言して理解を求める	
	土砂・流木等の対策における土木部門との連携の必要性の認識有無	
	被災自治体の廃棄物部局が自衛隊・消防・警察と情報共有できる体制にあるか	
	住民の問い合わせや要望を受ける専用窓口を設置し、住民要望を整理した上で住民対応を行う体制構築の有無	
	住民への広報手段（新聞、ラジオ、HP、避難所・集積場・仮置場等への張り紙など）の検討有無	
	住民に対する情報提供手段（広報無線、HP、自治会周知、チラシによる施設周知）の複数確保の有無	
	情報を的確に発信できる体制構築の有無	
	報道情報を確認可能な体制構築の有無	
4）発災後の廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集		
	生活ごみの収集状況を確認（全地域の収集有無、収集車両の確保状況、収集ルートの支障状況）	
	日常の生活ごみの収集不可（資源ごみ、大型ごみ等）の場合、再開の予定の有無	
	避難所ごみの回収の定期的実施の有無	
	被災地内及び被災地周辺地域において片付	

確認	確 認 事 項	備 考
	けごみが、生活ごみのステーションに混合して排出されていないか	
	し尿の収集状況を確認（全地域の収集有無）	
	浄化槽の破損による外部への流出懸念の有無	
	避難所等への適切な仮設トイレ設置の有無。設置場所の関係者との共有有無	
	避難所の仮設トイレ等のし尿の収集日等の情報を仮設トイレ等管理者へ周知。適切なくみ取りの有無	
	避難所の使い捨てトイレの回収有無。使用後の分別有無	
	ごみ処理施設への搬入可否（施設搬入路の状況も考慮）	
	ごみ処理施設の稼働状況（全施設稼働か。処理方式、処理能力、定期整備等の確認）	
	ごみ処理施設が停止状態の場合、再稼働の予定の有無（停止原因の確認）	
	ごみ処理施設のピット残量の確認及び、受入可能日数の検討有無	
	災害廃棄物（片付けごみ）の施設内での仮置き、処理可能量の確認	
	再稼働まで周辺自治体等のごみ処理施設の受入条件等（大きさ、混合不可物等）を把握し、受入先の目処があるか。または協定等による応援調整の実施有無	
	最終処分場（大阪湾広域臨海環境整備センター、市町・一部事務組合、民間）への搬入可否。稼働の有無	
	最終処分場が搬入中止の場合、再開の予定の有無	
	再開まで、周辺自治体等の最終処分場への搬入条件等を把握し、搬入の目処があるか。または協定等による応援調整の実施有無	
	し尿処理施設・下水道施設の稼働有無	
	し尿処理施設停止の場合、再稼働の目途	
	し尿処理施設の受入槽の残量の確認及び、受入可能日数の検討有無	
	再稼働まで、周辺自治体等のし尿処理施設の受入の目処があるか。または協定等による応援調整の実施有無	
5) 災害廃棄物の発生状況の確認		
	被災市町の BCP（業務継続計画）の策定有無	
	被災市町による平時の生活ごみの回収ルート・収集運搬台数等の情報の把握有無	
	被災市町の片付けごみの収集対応策の有無	
	住民に対する片付けごみの分別排出方法、排出場所、排出可能な品目等の広報の実施有無	

確認	確認事項	備考
	便乗ごみ対策の実施有無	
	腐敗物、危険物等の排出の有無	
	被災市町による自治会・町内会が設置する集積場のメリット、デメリットの理解の有無	
	被災市町の片付けごみ収集対応策に、集積場の収集の位置づけ有無	
	被災地内・被災地周辺における集積場の設置場所	
	集積場の管理運営者の把握	
	集積場における分別の有無	
	集積場からの搬出時期の目処	
	高齢者等の災害時要配慮者によるごみ出しの有無	
	被災市町による管理されていない仮置場の情報入手の有無	
	管理されていない仮置場への排出禁止や解消に向けた対策の検討の有無	
	周辺住民に対する周知の有無（管理されていない仮置場に持ち込まない）、警察へ不法投棄対策としての連絡対応等の有無	
	管理されていない仮置場からの搬出時期の目処	
	一次仮置場の場所の選定状況、開設状況、開設に向けた準備の状況を確認	
	一次仮置場への受入に対する必要人員・資機材の手配の有無	
	一次仮置場のレイアウトの有無、分別体制の有無	
	一次仮置場に関する住民への周知の準備の有無	
	追加で確保できる一次仮置場の候補地選定の有無	
	社会福祉協議会・ボランティアセンター等を通じて、ボランティアに周知する内容（片付けごみの排出方法、仮置場の分別品目等）を被災自治体が検討しているか	
	ボランティアへの周知方法に関する社会福祉協議会・ボランティアセンターとの調整可否	
	ボランティアによる仮置場への片付けごみの搬入支援（軽トラック等による）の可能性を確認	

市町支援マニュアルチェック表（その２）

支援 市町名		対応所属名	
		対応者名	
確認日	月 日 時	確認者所属	
		確認者名	

（２）緊急措置段階〔第２段階〕

確認	確認事項	備考
１）公衆衛生の確保の支援		
	災害発生による公衆衛生の悪化が懸念される場所・事項の確認	
	通常ごみと片付けごみの排出・収集方法の決定と広報の実施	
	避難所が開設される場合、避難所ごみの収集や仮設トイレの設置・くみ取りの適切な実施の確認	
２）災害廃棄物発生量の推計の実施の支援		
	家屋被災情報に基づき、災害廃棄物発生量の推計実施の有無	
３）仮置場の対応の支援		
	仮置場の必要面積を算定して適切な分別が行われるように対応しているか確認	
	搬入された災害廃棄物が混合状態となっていないか確認	
	広報による仮置場への搬入可能物（生ごみ・通常ごみの搬入禁止、災害の規模・種類により設定）の周知の有無	
	仮置場への搬入・搬出傾向や被害規模から、仮置場の必要面積を見極め、仮置場がひっ迫している場合、搬出先の確保と新たに広い仮置場の確保	
	適切な人員・資機材が配置されているか確認	
	仮置場の維持・管理について二次災害等の防止対策の有無	
	仮置場の土壌汚染・原状復帰対策として必要な措置を講じているか確認	
４）住民やボランティアへの周知の支援		
	仮置場の搬入案内、分別の品目など、住民やボランティアへの周知度合いについて確認	
５）支援要請と支援のマッチング		
	他自治体の支援が必要な場合、被災自治体の協定に従った市町及び県に支援要請の有無	
	支援要請を県が受ける場合、齟齬が出ないように以下の点について確認	

市町支援マニュアルチェック表（その３）

支援 市町名		対応所属名	
		対応者名	
確認日	月 日 時	確認者所属	
		確認者名	

（３）本格的処理段階〔第３段階〕

確認	確 認 事 項	備 考
１）廃棄物処理フローの構築の支援		
	災害廃棄物処理フローの構築の有無	
２）災害廃棄物処理実行計画の策定の支援		
	被害状況に応じて、災害廃棄物処理を計画的に進めるため、災害廃棄物処理実行計画の策定の有無	
３）損壊家屋等の撤去・がれき混じり土砂撤去制度の仕組みづくりの支援		
	公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）や、宅地内のがれき混じり土砂等の撤去に向けた枠組み（スキーム）の構築の有無	
	環境省から発出される事務連絡の内容の確認の有無	
４）補助金制度の活用支援		
	災害廃棄物処理事業費補助金制度及び廃棄物処理施設災害復旧事業補助金について理解をしているか	
	災害廃棄物処理に係る財源確保（補正予算確保等）の手続きを進めているか	
	財政部局，会計課と情報共有が出来ているか	

5. 市町廃棄物処理体制一覧表

1) 生活ごみ収集運搬体制

市町名	生活系ごみの収集運搬																				
	混合ごみ							可燃ごみ							不燃ごみ						
	形態				地域		収集方式	形態				地域		収集方式	形態				地域		収集方式
	直営	委託	許可	収集無し	全地域	一部地域		直営	委託	許可	収集無し	全地域	一部地域		直営	委託	許可	収集無し	全地域	一部地域	
大津市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
彦根市				○				○	○			○		ステーション方式	○	○			○		ステーション方式
長浜市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
近江八幡市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
草津市		○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
守山市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
栗東市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
甲賀市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
野洲市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
湖南市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
高島市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
東近江市				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
米原市				○								○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
日野町				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
竜王町				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
愛荘町				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
豊郷町				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
甲良町				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式
多賀町				○					○			○		ステーション方式		○			○		ステーション方式

出典：「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果」（令和3年4月20日公表、環境省）をもとに作成

2) 廃棄物処理従事職員数

市町名	ごみ（一般職+技術職）									し尿（一般職+技術職）									合計（一般職+技術職）								
	合計	一般職 （事務系+技術系）			技能職 （収集運搬+中間処理+最終処分+その他）					合計	一般職 （事務系+技術系）			技能職 （収集運搬+中間処理+最終処分+その他）					合計	一般職 （事務系+技術系）			技能職 （収集運搬+中間処理+最終処分+その他）				
		合計	事務系	技術系	合計	収集運搬	中間処理	最終処分	その他		合計	事務系	技術系	合計	収集運搬	中間処理	最終処分	その他		合計	事務系	技術系	合計	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
大津市	53	30	21	9	23	4	19	0	0	10	10	4	6	0	0	0	0	63	40	25	15	23	4	19	0	0	
彦根市	53	13	8	5	40	28	7	0	5	7	6	3	3	1	0	1	0	60	19	11	8	41	28	8	0	5	
長浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
近江八幡市	13	13	13	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	15	15	15	0	0	0	0	0	0	
草津市	19	19	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	19	15	4	0	0	0	0	0	
守山市	14	14	14	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	16	16	16	0	0	0	0	0	0	
栗東市	6	6	5	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	7	7	6	1	0	0	0	0	0	
甲賀市	4	4	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	
野洲市	8	8	7	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	9	9	8	1	0	0	0	0	0	
湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高島市	17	3	3	0	14	0	13	1	0	2	0	0	0	2	0	2	0	19	3	3	0	16	0	15	1	0	
東近江市	11	11	11	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	12	12	12	0	0	0	0	0	0	
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日野町	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	
竜王町	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	
愛荘町	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	
豊郷町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
甲良町	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	
多賀町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	
湖北広域行政事務センター	36	19	17	2	17	11	5	1	0	10	5	4	1	5	0	5	0	46	24	21	3	22	11	10	1	0	
八日市布引ライフ組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	0	0	0	0	0	7	7	7	0	0	0	0	0	0	
中部清掃組合	9	9	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	7	2	0	0	0	0	0	
甲賀広域行政組合	28	27	3	24	1	0	0	0	1	5	4	3	1	1	0	0	0	1	33	31	6	25	2	0	0	2	
湖東広域衛生管理組合	10	10	4	6	0	0	0	0	0	12	12	7	5	0	0	0	0	22	22	11	11	0	0	0	0	0	
愛知郡広域行政組合	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	
湖南広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	1	0	0	0	0	3	3	2	1	0	0	0	0	0	
彦根愛知犬上広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

出典：「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果」(令和3年4月20日公表、環境省)、滋賀県資料をもとに作成

3) 収集運搬資機材の状況

(1) 廃棄物

市町村名	ごみ																							
	直営												委託											
	収集車		運搬車 (収集運搬部門)		運搬車 (中間処理部門)		運搬船等 の船舶		収集車		運搬車 (収集運搬部門)		運搬車 (中間処理部門)		運搬船等 の船舶		収集車		運搬車 (収集運搬部門)		運搬車 (中間処理部門)		運搬船等 の船舶	
	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(隻)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(隻)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(隻)	(t)
大津市	2	6	3	4	0	0	0	0	87	248	0	0	0	0	0	0	312	892	0	0	0	0	0	0
彦根市	12	27	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101	200	98	404	0	0	0	0
長浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江八幡市	0	0	0	0	0	0	0	0	35	74	0	0	0	0	0	0	41	124	0	0	0	0	0	0
草津市	0	0	0	0	0	0	0	0	40	112	18	177	0	0	0	0	182	592	7	17	0	0	0	0
守山市	0	0	0	0	0	0	0	0	31	74	0	0	1	10	0	0	105	260	0	0	0	0	0	0
栗東市	0	0	0	0	0	0	0	0	29	67	0	0	3	44	0	0	80	180	0	0	1	8	0	0
甲賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	79	203	0	0	0	0	0	0	209	736	0	0	0	0	0	0
野洲市	0	0	0	0	0	0	0	0	19	62	0	0	1	4	0	0	30	57	0	0	0	0	0	0
湖南市	3	7	3	6	0	0	0	0	79	189	37	137	5	19	0	0	292	910	0	0	0	0	0	0
高島市	0	0	0	0	0	0	0	0	62	337	0	0	0	0	0	0	23	44	0	0	0	0	0	0
東近江市	0	0	0	0	0	0	0	0	78	193	19	67	0	0	0	0	168	456	83	232	19	31	0	0
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	35	73	0	0	0	0	0	0	0	0	57	166	0	0	0	0
竜王町	0	0	0	0	0	0	0	0	26	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	29	73	1	1	0	0	0	0	93	242	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	18	37	0	0	0	0	0	0	81	257	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	6	17	0	0	0	0	0	0	55	141	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	6	18	0	0	0	0	0	0	33	87	0	0	0	0	0	0

出典：「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果」(令和3年4月20日公表、環境省)をもとに作成

(2) し尿

市町名	し尿																							
	直営												委託											
	収集車				運搬車		運搬船等 の船舶		収集車				運搬車		運搬船等 の船舶		収集車				運搬車		運搬船等 の船舶	
	バキューム車		その他		(台)	(kl)	(隻)	(kl)	バキューム車		その他		(台)	(kl)	(隻)	(kl)	バキューム車		その他		(台)	(kl)	(隻)	(kl)
	(台)	(kl)	(台)	(kl)					(台)	(kl)	(台)	(kl)					(台)	(kl)	(台)	(kl)				
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	19	68	0	0	0	0	0	0
彦根市	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	0	0	0	0	0	0	12	40	0	0	0	0	0	0
長浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江八幡市	0	0	0	0	0	0	0	0	34	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草津市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
守山市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栗東市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	119	0	0	0	0	0	0
野洲市	0	0	0	0	0	0	0	0	7	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	81	10	37	0	0	0	0
高島市	0	0	0	0	0	0	0	0	9	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東近江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	366	0	0	0	0	0	0
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竜王町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	129	0	0	0	0	0	0
愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果」(令和3年4月20日公表、環境省)をもとに作成

4) 中間処理施設の直営・委託の状況

市町名		種別	施設名	運転 管理体制
1	大津市	焼却	大津市環境美化センター	委託
			大津市北部クリーンセンター焼却施設	委託
		最終	大津市南部不燃物処分場	直営
			大津市大田廃棄物最終処分場(第1期+第2期)	一部委託
			大津市北部廃棄物最終処分場	直営
			大津市北部廃棄物最終処分場増設1期	直営
			大津市北部廃棄物最終処分場増設2期	直営
			大津市大津クリーンセンター最終処分場	委託
			大津市大田廃棄物最終処分場(第1期+第2期)	一部委託
2	彦根市	焼却	彦根市清掃センター	委託
		最終	彦根愛知犬上広域行政組合	一部委託
3	長浜市	焼却	湖北広域行政事務センター	一部委託
		最終	湖北広域行政事務センター	直営
4	近江八幡市	焼却	近江八幡市環境エネルギーセンター	委託
		最終	近江八幡市立一般廃棄物最終処分場	委託
5	草津市	焼却	草津市立クリーンセンター(熱回収施設)	委託
6	守山市	焼却	守山市環境センター焼却施設	委託
		最終	守山市廃棄物最終処分場	委託
			守山市一般廃棄物最終処分場	委託
7	栗東市	焼却	栗東市環境センター	委託
		最終	栗東市岡最終処分場	一部委託
8	甲賀市	焼却	甲賀広域行政組合	直営
		最終	信楽不燃物処理場	直営
9	野洲市	焼却	野洲クリーンセンター	委託
		最終	蓮池の里処分場	直営
			蓮池の里第二処分場	直営
10	湖南市	焼却	甲賀広域行政組合	直営
11	高島市	最終	今津不燃物処理場	直営
			朽木不燃物処理場	直営
			安曇川不燃物処理場	直営
			高島横山不燃物処理場	直営
			新旭饗庭不燃物処理場	直営
12	東近江市	焼却	中部清掃組合	委託
		最終	東近江市一般廃棄物最終処分場(下日吉)	直営
			旧五個荘町一般廃棄物最終処分場(和田)	直営
			中部清掃組合	委託
			愛知郡広域行政組合	直営
13	米原市	焼却	湖北広域行政事務センター	一部委託
14	日野町	焼却	中部清掃組合	委託
		最終	中部清掃組合	委託
15	竜王町	焼却	中部清掃組合	委託
		最終	中部清掃組合	委託
16	愛荘町	最終	愛知郡広域行政組合	直営
			彦根愛知犬上広域行政組合	一部委託
17	豊郷町	最終	彦根愛知犬上広域行政組合	一部委託
18	甲良町	最終	彦根愛知犬上広域行政組合	一部委託
19	多賀町	最終	彦根愛知犬上広域行政組合	一部委託

注．休止中の施設を除く

出典：「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果」（令和3年4月20日公表、環境省）をもとに作成

5) 年間処理量（ごみ・し尿）

(1) ごみ

市町名		ごみ総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)(t)				ごみ処理量(t)		
		計画収集量	直接搬入量	集団回収量	合計	直接焼却量	直接最終 処分量	焼却以外の 中間処理量
1	大津市	94,501	2,813	7,044	104,358	83,346	325	11,010
2	彦根市	29,532	5,048	1,771	36,351	28,320	0	4,391
3	長浜市	30,628	4,842	0	35,470	27,423	220	4,931
4	近江八幡市	22,822	3,810	1,208	27,840	21,928	760	2,169
5	草津市	37,076	2,052	3,197	42,325	33,607	0	5,576
6	守山市	22,530	1,665	0	24,195	13,409	0	6,978
7	栗東市	18,270	2,646	0	20,916	14,585	89	2,912
8	甲賀市	25,209	4,317	0	29,526	24,051	412	3,394
9	野洲市	11,139	2,837	0	13,976	11,086	0	1,585
10	湖南市	14,829	889	500	16,218	12,845	0	1,320
11	高島市	14,464	1,474	0	15,938	12,894	311	2,271
12	東近江市	30,842	3,083	1,180	35,105	29,784	85	2,068
13	米原市	9,674	1,182	0	10,856	8,070	12	1,610
14	日野町	5,553	570	587	6,710	5,723	0	290
15	竜王町	3,997	149	29	4,175	3,921	8	162
16	愛荘町	4,514	320	0	4,834	0	0	4,223
17	豊郷町	1,924	438	4	2,366	0	122	2,261
18	甲良町	1,673	28	142	1,843	0	120	1,464
19	多賀町	2,001	33	234	2,268	0	136	1,760

注．焼却以外の中間処理量：粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設

出典：「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果」（令和3年4月20日公表、環境省）をもとに作成

(2) し尿

市町名		し尿収集量(直営+委託+許可)				し尿処理量(し尿+浄化槽汚泥+自家処理量)			
		合計	直営(し尿+浄化槽汚泥)	委託(し尿+浄化槽汚泥)	許可(し尿+浄化槽汚泥)	合計	し尿	浄化槽汚泥	自家処理量
1	大津市	12,305	0	1,557	10,748	12,364	4,601	7,704	59
2	彦根市	21,127	0	5,321	15,806	21,714	5,321	15,806	587
3	長浜市	17,700	0	2,791	14,909	17,880	2,791	14,909	180
4	近江八幡市	23,616	0	22,352	1,264	23,616	5,925	17,691	0
5	草津市	6,753	0	1,515	5,238	6,753	1,515	5,238	0
6	守山市	4,969	0	1,132	3,837	4,980	1,132	3,837	11
7	栗東市	2,280	0	748	1,532	2,280	748	1,532	0
8	甲賀市	22,115	22,115	0	0	22,115	6,145	15,970	0
9	野洲市	3,416	0	3,416	0	3,449	860	2,556	33
10	湖南市	4,057	0	1,366	2,691	4,057	1,366	2,691	0
11	高島市	11,375	0	3,224	8,151	11,513	3,224	8,151	138
12	東近江市	20,925	0	4,739	16,186	20,925	4,739	16,186	0
13	米原市	3,886	0	1,296	2,590	3,886	1,296	2,590	0
14	日野町	3,724	0	1,590	2,134	3,724	1,590	2,134	0
15	竜王町	4,547	0	0	4,547	4,547	620	3,927	0
16	愛荘町	1,866	0	670	1,196	1,866	670	1,196	0
17	豊郷町	506	0	267	239	506	267	239	0
18	甲良町	782	0	423	359	782	423	359	0
19	多賀町	1,298	0	361	937	1,298	361	937	0

出典：「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果」（令和3年4月20日公表、環境省）をもとに作成

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。